

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

二〇

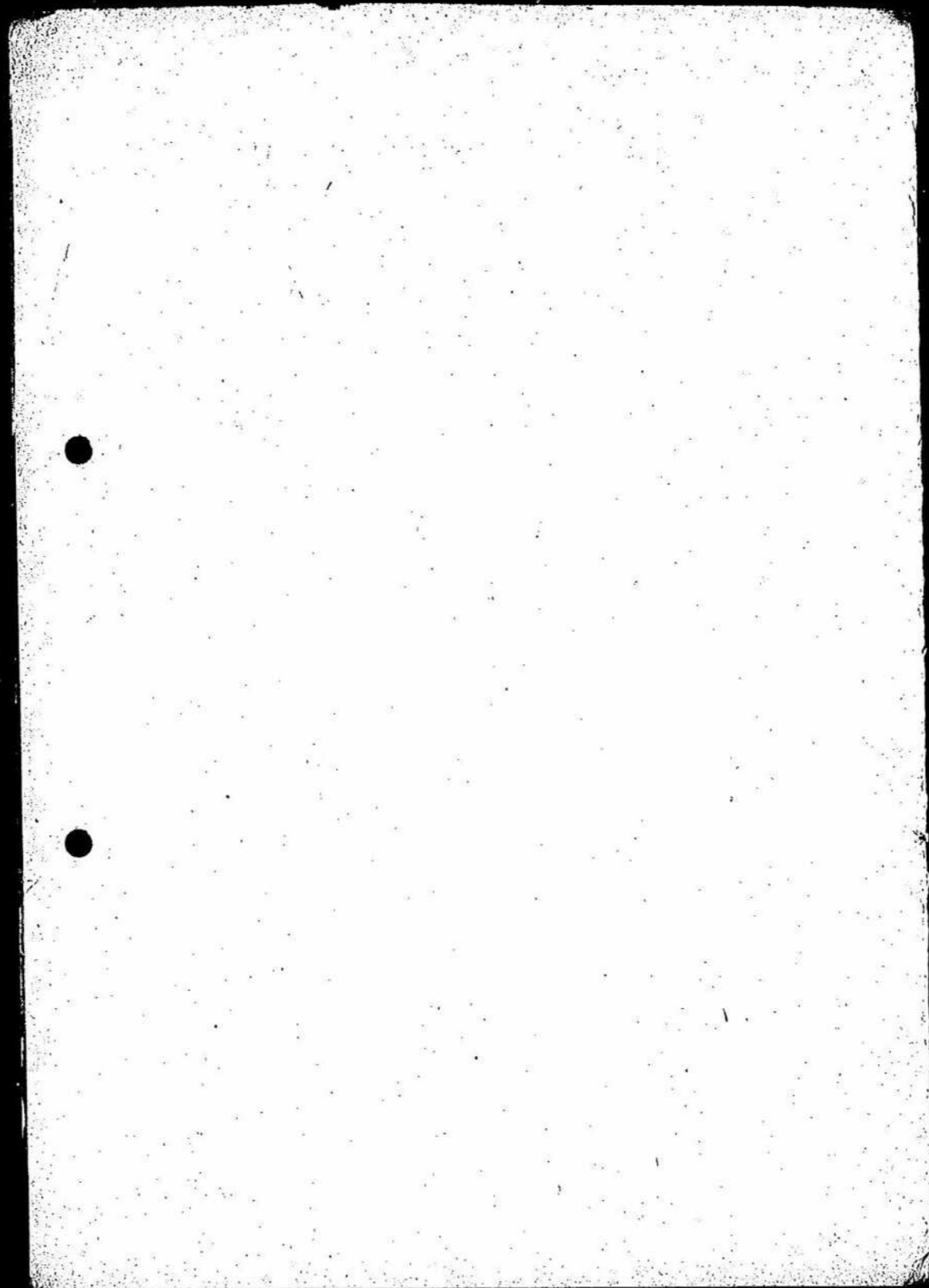
審査決定報告綴

(一)

二十三年

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	④4893

4893



昭和三十二年五月三十一日

昭和二十三年二月二十五日

財団法人関係役員審査委員会事務局
局長、都村新次郎

内閣総理大臣 片山哲 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の二月二十三日審査決定（審決第一号）を別紙の
通り報告する。
右御決裁を願いたい。

仰決裁

山

都村

新次郎



めくれず

裏面白紙

審決第一号
第八條關係（留任、就任申請）
財閥關係役員審査委員会
昭和廿三年二月廿三日決定

申請書 受付番号	二一 二二 二三 二四 二五 二六	申請職名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	氏名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	申請 條項	八條 四項	判定事項	以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 就任の適當と認められ 且つ株會社整理は 山の委員が認められた 旨の依頼が認められた 承認を適當と認められた
及財閥 区分名	三井 系	申請職名	監査役留任	氏名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	申請 條項	八條 四項	判定事項	以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 就任の適當と認められ 且つ株會社整理は 山の委員が認められた 旨の依頼が認められた 承認を適當と認められた
會社名	井物 株式會社	申請職名	清算人(就任)	氏名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	申請 條項	八條 四項	判定事項	以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 就任の適當と認められ 且つ株會社整理は 山の委員が認められた 旨の依頼が認められた 承認を適當と認められた
會社名	菱 株式會社	申請職名	監査役留任	氏名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	申請 條項	八條 四項	判定事項	以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 就任の適當と認められ 且つ株會社整理は 山の委員が認められた 旨の依頼が認められた 承認を適當と認められた
會社名	菱 株式會社	申請職名	清算人(留任)	氏名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	申請 條項	八條 四項	判定事項	以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 就任の適當と認められ 且つ株會社整理は 山の委員が認められた 旨の依頼が認められた 承認を適當と認められた
會社名	菱 株式會社	申請職名	監査役留任	氏名	協本 倅一 意介 清悟 順藏	申請 條項	八條 四項	判定事項	以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 就任の適當と認められ 且つ株會社整理は 山の委員が認められた 旨の依頼が認められた 承認を適當と認められた

計六名
不承認
計〇名
合計
六名

裏面白紙

財審報第一号

昭和二十三年二月二十五日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣

殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の二月二十五日審査決定（審決第一号）を別紙の通り報告す。

石御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第一号
第八條關係（留任、就任申請）
財閥關係役員審査委員会
昭和廿三年二月廿三日決定

1	2	3	4	5	6
二一	二二	二三	三四	三五	三六
申請書 受付番号	申請書 受付番号	申請書 受付番号	申請書 受付番号	申請書 受付番号	申請書 受付番号
三井物産 株式會社	三井物産 株式會社	三井物産 株式會社	三井物産 株式會社	三井物産 株式會社	三井物産 株式會社
井系	井系	井系	井系	井系	井系
三直	三直	三直	三直	三直	三直
監査役留任	監査役留任	監査役留任	監査役留任	監査役留任	監査役留任
協本	協本	協本	協本	協本	協本
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
倅一	倅一	倅一	倅一	倅一	倅一
四八 項條	四八 項條	四八 項條	四八 項條	四八 項條	四八 項條
判定事項	判定事項	判定事項	判定事項	判定事項	判定事項
<p>以上六件は何れもその 業務の性質上留任は 業務の適当と認めら 且つ、株會社整理に 且つ、株會社整理に 山委員が認められた 旨の依頼があつた。 承認を適當と認めら</p>					

計六名
不承認
計〇名
合計
六名

裏面白紙

財審報第二号

昭和二十三年三月八日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 片山哲 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の三月二日審査決定一番決第二号を別紙の
通り報告する。
石御決裁を願いたい。

通知案 別紙より

三月八日決裁

めくれず

裏面白紙

審決第二号
第八條關係（留任、就任申請）

財團關係役員審査委員会
昭和二十三年三月二日決定

申請書 受行番号	氏名	財團名 及区分	会社名	申請職名	申請 條	申請 項	承認期間	判定事項
二一五	加藤 正治三	菱三	菱三本社	監査役（留任）	八	六	一月五日より 六カ月	以上四件は何れも その業務の性質上 留任を適当と認め これを承認した。
二一六	石黒 俊夫	"	"	清算人（留任）	"	"	一月五日より 一カ年	
二一七	朝倉 誠	"	"	監査役（留任）	"	"	一月五日より 三月三十一日まで	
三三一	馬場 恭一三	井三	井三本社	"	"	"	"	

計四名
不承認
計〇名
合計 四名

裏面白紙



財審報第三号

昭和二十三年三月十三日

財務關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣総理大臣 芦田均 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の三月八日及九日審査決定一審決第三号一を別紙の
通り報告す。石御決裁を願いたい。

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務課長

裏面白紙

審決 第三号

第六七條關係(個人申請)

財團關係役員審査委員会
昭和二十三年二月八日決定
三月十三日法律決裁

申請書 受付番号	氏名	財團名 及区分	會社名	職名 及期間	申請 條項	判定 事由
五九	境 一郎	三菱	日新大東海運船 株式会社	取締役 昭和二十二年 六月九日 - 六月二十二日	七條	當該會社が財團及び財團直系会社の役員に配下 なく且職務執行の事情より財團關係役員 認められず
六〇	土屋 眞平			取締役 昭和二十二年 六月九日 - 六月二十二日	七條	同上
二〇二	末綱 礎吉	三菱	組別炭礦鐵道 株式會社	理事 昭和二十二年 六月九日 - 六月二十二日	七條	就任事情より財團關係役員と認められず
八六七	松浦 三千	三菱	北守通商會 株式會社	取締役 昭和二十二年 六月九日 - 六月二十二日	七條	就任事情より財團關係役員と認められず
八六八	岡田 性一			取締役 昭和二十二年 六月九日 - 六月二十二日	七條	就任事情より財團關係役員と認められず

一 承認
計 五名
二 不承認
計 〇名
合計 五名

第八條關係(留任就任申請)

申請書 受付番号	氏名	財團名 及区分	會社名	申請職名	申請 條項	承認 期間	判定 事由
三六五	本村 一郎	三菱	三機航空工業 株式會社	清算人留任	八條	二月五日 以上	以上四件は何れもその業務の 性質上留任が適當と認めら れず
三六六	内山 旦三	三菱	三機航空工業 株式會社	監査役留任	八條	同上	
七一九	熊田 克郎	野村	野村銀行株式會社	取締役留任	八條	二月五日 以上	
七一五	大星 銀次郎	野村	野村銀行株式會社	清算人留任	八條	同上	

一 承認
計 四名
二 不承認
計 〇名
合計 四名

八條 各申請理由は其の根據が薄弱で留任が
適當と認められず

裏面白紙

財審報第四号

昭和二十二年三月十九日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田均 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の三月十五、十六日審査決定一審決第四号一を別紙の
通り報告する。
石御決裁を願いたい。

Handwritten signature and initials



裏面白紙

審決 第四号
第六、七條関係個人申請

財閥関係役員審査委員会
昭和二十二年三月十六日決定
昭和二十二年三月十九日總理大臣決裁

申請番号	氏名	財閥名	会社名	職名及該当期間	申請條項	判定事由
八四四	谷田敏夫	三菱	三菱造船株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三菱財閥及本社が解体された後に就任し短期である
八四五	奥野勤	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
二三五	水田秀光	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
一六三	鈴木敏雄	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
一六四	水澤嘉次郎	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
九二	清瀬幸次郎	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七二九	多木遠征	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七三〇	立野敏介	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七三一	渡部壽	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である

申請番号	氏名	財閥名	会社名	職名及該当期間	申請條項	判定事由
七四八	廣田壽一	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七五一	大西耕三	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七二五	厚東常照	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七八一	川又克二	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
七二六	龍口隆造	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である

申請番号	氏名	財閥名	会社名	職名及該当期間	申請條項	判定事由
七八	井本定祐	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である
三三〇	遠藤健二	三井	三井物産株式会社	取締役 昭和二十一年三月八日	第七條	三井財閥及本社が解体された後に就任し短期である

合計 計 三名
合計 十六名

裏面白紙

2

申請書 受番号	申請者 氏名	財閥名 及区分	会社名	申請職名	申請 條項	判定事由
一三五	中野和雄	富士 信託	中島産業 株式会社	取締役社長	第八條 第一項	

一 承認
計 0 名

二 不承認

第八條関係(留任就任申請)

合計 計 1 名
合計 1 名

承認するに足る理由に乏しい

財審報第五号

昭和二十三年三月二十九日

財税関係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 菅野 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の三月二十三日審査決定一番決第五号を別紙の通り報告す。

右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第五号
第六七條關係(個人申請)

財閥關係役員審査委員會
昭和三年三月二十三日決定
昭和三年三月二十九日總理大臣決裁

一 承認

申請書 受付番号	氏名	財閥 関係	会社名	職名及該任期間	申請 條項
一八	勝屋利秋	二井	東京炭礦株式會社	常務取締役 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第六條
三三二	田中收	三井	太平洋炭礦株式會社	常務取締役 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三三三	松方正熊	三井	東京炭礦株式會社	常務取締役 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三三四	大東藤吉	三井	東京炭礦株式會社	常務取締役 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
二四五三	人見勇気	三井	東京炭礦株式會社	常務取締役 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
二八三	石川信彌	日産	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
二八四	高橋雅介	日産	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
二八七	福田幹雄	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
二八六	廣吉	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
二九	有松潤一郎	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三〇	吉村茂三郎	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三一	半田清	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三四	栗本澄	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三四	栗本澄	野村	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三六	松本新太	住友	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三五	菅原春二	住友	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三六	松本新太	住友	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條
三六	松本新太	住友	株式會社	現任 昭和二年六月二二日 昭和二年六月二二日	第七條

判定事由

大和汽船の利益代表として就任し且
常務取締役を代表する一として
かつた。
三井本社の後炭坑技術者として役員に
就任し期間短く又創路銀業所長の業務に
専念した。
木村組の利益代表として役員に就
任し三井財閥及び本社に統制を授
けられた。
株主技術者として役員に昇進し専ら
創路銀業所長の業務に従事し任期
短かつた。
戦時中の役員總退任に伴い残留職員幹部
十二名中より機械的に役員に選任され株
主整理委員会の承認を経て就任している。

連直系会社の平取締役として定款の規定
よりして最高代表役員以外野村合名の
就任承認を予め必要とし存在することに
した。事前承認を申し立てるもの
認められ且つ就任期間短く地方在勤に
あつた。

住友財閥及び本社の人事統制を便し存在
したものと認められた。

計十七名

裏面白紙

二、不承認

申請書 番号	氏名	職名 及該當期間	申請 係項	判定 事由
三五六	坂田豊太郎	取締役 大正五、七、一四、二五、二六、 二七、二八、二九、三〇、三九	六七條	三菱本社の人事統制を受け居り且日本 光學支配人として常務以上の権限を行使して いたものと認められる。
七六四	梅野梅次郎	取締役 昭和六、一五、一四、一三、一六、一七、 一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、 二五、二六、二七、二八、二九、三〇	六七條	就任事情よりして三井財閥及本社の人事 統制を明瞭に受けたものと認めら れる。
七六五	福田 忍	取締役 大正四、一、一、二、三、四、五、六、 七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、 一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、 二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、 二九、三〇、三十一、三十二、三十三、三十四、 三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、 四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、 四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、 五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、 六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、 七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、 七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、 八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、 九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、 九八、九九、一〇〇	六七條	経歴その他より見て就任事情職務執 行状況等の反証は何れも根拠薄弱 にして財閥関係役員と認められる。
三〇九	神谷千別	取締役 昭和三三、三、三十一、現在	六七條	

計四名
合計二十一名

裏面白紙

財審報第六号

昭和二十三年四月二日

財務關係役員審査委員会事務局

局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田

均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の三月二十九日審査決定一番決第六号を別紙の

通り報告する。

石御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第六号

第六、七條関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年三月二十九日決定
昭和二十三年四月二日總理大臣決裁

一承認

判定事由

申請書 受付番号	氏名	財閥 及び 住友 系	会社名	職名 及該 當期 間	申請 條項	判定事由
七一	小屋良吉	住友 系	東北金屬 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月三十一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第六條	日本電氣その他住友係 の人事統制を受け、 ないものと認められる。
二九〇	安川泰一	住友 系	新洲通信機 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月三十一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第七條	株主として役員となりたるも て日本電氣の人事統制 を受けなかつたものと認め られる。
二九一	岸川才五郎	住友 系	日本電氣精器 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月三十一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第七條	中央電機と日本電氣精器と の合併に當り中央電機側から 役員に就任し電氣技術者として 製造部長業務に専念した。
四三	中島毅一	住友 系	日本電氣精器 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月三十一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第七條	日本電氣の人事統制を受けず 終戦後技術者として役員に 在り製造部長業務に専念し 在任期間が短い。 中央電機と日本電氣精器との合併に 當り中央電機側から役員に就任した。
四二	山田多喜君	住友 系	日本電氣精器 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月三十一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第七條	日本電氣精器創立者で ある亡父の死亡により 役員に就任し日本電氣の 人事統制なし。
四一	小穴秀治	住友 系	日本電氣精器 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月三十一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第七條	日本電氣精器創立者で ある亡父の死亡により 役員に就任し日本電氣の 人事統制なし。

合計七名
一承認
一不承認

裏面白紙

財審報第六号ノ二

昭和二十三年四月五日

財、函關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の三月三十日審査決定一審決第六号を別紙の
通り報告する。
右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第六号ノ二

第六七條関係(個人申請)

承認

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年三月二十日決定
昭和二十三年四月五日總理大臣決裁

申請書 受付番号	氏名	財閥 関係	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
二九二	佐々木健太郎	三菱 重工業	大日本機械工業 株式会社	取締役 昭和二十一年 四月一日 - 昭和二十二年 三月三十一日	第六 條	大日本機械工業に對する三菱の 關係に鑑み三菱財閥及大日本 の人事統制を受けているものと 認められる。
二九三	中込清			取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	"	
二九四	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
二九五	川北正喜	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
二九六	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
二九七	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
二九八	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
二九九	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇〇	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇一	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇二	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇三	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇四	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇五	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇六	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇七	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇八	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三〇九	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。
三一〇	野村清臣	野村 銀行	野村銀行	取締役 昭和二十二年 五月一日 - 昭和二十三年 三月三十一日	第七 條	野村銀行の役員は野村 銀行の役員に對する野村 銀行の人事統制を受けている ものと認められる。

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財団法人 及別	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
二五九	山科 勉	古河 及別	帝國生命保險 株式會社	取締役 昭和六二・六三・六四・六五・六六	六條	就任申請及職務、俸給 が、財団法人の役員と認め らる。
二六〇	伊達 充邦			取締役 昭和六二・六三・六四・六五・六六		
二六一	高木 喜寛			監査役 昭和六二・六三・六四・六五・六六		財主の利益代表として役員に 就任した外役員として役員会 に出席した。

計十四名
二不承認

申請書 受付番号	氏名	財団法人 及別	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
一三九	栗原 甚吾	富士 直系	富士産業 株式會社	監査役 昭和六二・六三・六四・六五・六六	六條	経歴より見て中島財團 の人事統制を強く受け 財団法人が濃厚である
		富士 直系	瑞穂産業 株式會社	取締役 昭和六二・六三・六四・六五・六六		

計一名
合計十五名

一承認
第八條関係(留任、就任、申請)

申請書 受付番号	氏名	財団法人 及別	會社名	申請職名	申請 條項	承認期間	判定事由
三七六	金原 祐之助	安田 直系	安田保善社	清算人	八條	旨より 一年間	他に社内事情 から認めらる。

計一名
二不承認
合計一名

裏面白紙

財審報第七号

昭和二十三年四月十二日

財閥關係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の四月五、六日審査決定「審決第七号」を別紙の

通り報告する。

石御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第七号

第六、七條関係(個人申請)

一承認

財閥関係役員審査委員会
昭和三十三年四月五日
昭和三十三年四月十二日 總理大臣 陸奥

申請書 受付番号	氏名	財閥 関係	会社名	職名 及 該 期 間	申請 條 項	判定事由
一	吉田 央	三井 重工業	株式会社 日本製鋼所	監査役 昭和三十三年 四月五日	第七條	永年勤続の結果職員より選任 され且期間も短く財閥関係役員と認め られぬ。
二、三、六	徳島 定雄	三井 重工業	三成 鉱業 株式会社	監査役 昭和三十三年 四月五日	第七條	三井 鉱山との間に就任に關する取 極めなく三井財閥の利益代表として 認められず社長として清算業務の 事務に従事している。
三五五	武田 正泰	三井 重工業	三井 倉庫 株式会社	取締役 昭和三十三年 四月五日	第七條	終戦後職員より役員に選任され 三井本社の人事統制を受けなかつた ものと認められる。
二五	高橋 貴一	三井 重工業	東山 産業 株式会社	常務取締役 昭和三十三年 四月五日	第七條	三井財閥及び本会解體後就任し 人事統制を受けず短期である。
三一七	柳瀬 伊藏	三井 重工業	三井 倉庫 株式会社	常務取締役 昭和三十三年 四月五日	第七條	三井財閥及び本会解體後 就任し短期間である。
三二八	岡東 浩	三井 重工業	東山 産業 株式会社	取締役 昭和三十三年 四月五日	第六條	職員より役員に選任され就 務の事情より財閥関係役員 と認められぬ。
三二〇	林 專三	三井 重工業	東山 産業 株式会社	取締役 昭和三十三年 四月五日	第七條	出征の爲め實際の就任期間が 一月にして財閥関係役員と認め られぬ。
三五七	長岡 正男	三井 重工業	日本 光学 株式会社	取締役 昭和三十三年 四月五日	第七條	特殊技術者として従業員より 選任され現業に専念している。
六	三輪 常太郎	三井 重工業	興和 紡績 株式会社	常務取締役 昭和三十三年 四月五日	第六條	興和紡績に對する中島財 閥、關係に鑑み中島財閥の 人事統制を受けなかつたものと 認められぬ。
七	松本 庄治	三井 重工業	興和 紡績 株式会社	常務取締役 昭和三十三年 四月五日	第七條	

裏面白紙

79 78 77 76 75 74 73

72 71 70 69 68

申請書 番号	氏名	財閥 及び 系	會社名	職名及 設置期間	申請 條項	判定事由
二五八	行方孝吉	古河 重業	帝國生命保險 株式会社	取締役 昭和二二・二六 昭和二三・二六 昭和二四・二六 昭和二五・二六 昭和二六・二六	第六條	事業整理の結果古河合名から 轉属し帝國生命職員として 手腕を買出し就任した。古河 財閥の利益代表とは認められ ない。 日本電氣の人事統制を受けて いない。
七九	黒田農	住友 信友	東洋通信機 株式会社	取締役 昭和二二・二七 昭和二三・二七 昭和二四・二七 昭和二五・二七 昭和二六・二七	第七條	明電機系にして住友系の人事 統制を受けておらず。 住友財閥解体後役員に就任し 短期である。
七八八	今関正司					
七八九	種田直太郎			常務取締役 昭和二二・二七 昭和二三・二七 昭和二四・二七 昭和二五・二七 昭和二六・二七		日本電氣の人事統制を受けな かつたものと認められる。
七九〇	水品潔			取締役 昭和二二・二七 昭和二三・二七 昭和二四・二七 昭和二五・二七 昭和二六・二七	第六條	東洋無線系にして住友系の人事 統制を受けていない。
七九一	根村常男				第七條	日本電氣の人事統制を受 けなかつたものと認めら れる。
二四三一	煙川八郎		日本電氣 株式会社	取締役 昭和二二・二九 昭和二三・二九 昭和二四・二九 昭和二五・二九 昭和二六・二九		
三四	村井八郎			取締役社長 昭和二二・二五 昭和二三・二五 昭和二四・二五 昭和二五・二五 昭和二六・二五	第六條	
三三	緑川壽			取締役 昭和二二・二七 昭和二三・二七 昭和二四・二七 昭和二五・二七 昭和二六・二七		
三二	高橋伸二	野村 伊系	日東工業 株式会社	取締役 昭和二二・二八 昭和二三・二八 昭和二四・二八 昭和二五・二八 昭和二六・二八		日東工業に對する野村財 閥の關係に鑑み野村財閥 の人事統制を受けなかつ たものと認められる。
九	南多平			監査役 昭和二二・二六 昭和二三・二六 昭和二四・二六 昭和二五・二六 昭和二六・二六		
八	宮石十藏	富士 伊系	興和紡績 株式会社	取締役 昭和二二・二六 昭和二三・二六 昭和二四・二六 昭和二五・二六 昭和二六・二六	第七條	興和紡績に對する中島財 閥の關係に鑑み中島財閥 の人事統制を受けなかつ たものと認められる。

裏面白紙

申請書 番号	氏名	財関 及区外	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
10	青木寅雄	野村 傍系	野村東印度殖産 株式会社	監査役 昭三〇九二二	第七條	其の経歴からみて財関 係役員と認めらる
9	澁澤金藏	富士 直系	富士産業 株式会社	取締役 昭二二六二	第七條	中島財関、指名により選 任され其の利益代表認めらる
8	高木 弘	住友 傍系	東北金屬工業 株式会社	専務取締役 昭二二九一 社 昭二二九一 相 昭二二九一 昭二二九一	第六條	其の経歴からみて住友 財関と無関係と認めらる

申請書 番号	氏名	財関 及区外	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
85	米城栄節			監査役 昭三〇九二七	第六條	合併条件として旧東北金屬側 役員として就任し住友財関及 本社と何幹関係がない
82	渡辺直行			常務取締役 昭二二二二四	第六條	住友財関及本社と何等関係 がない
81	榛葉久吉			取締役 昭二二七三二 専務取締役 昭二二九三〇	第六條	技術者として役員に就任し住友 系的人事統制を受けず技術関 係業務に専念した
80	佐野廣一	住友 傍系	東北金屬工業 株式会社	専務取締役 昭二二二三〇	第七條	就任の経歴並東北金屬の沿革から 財関関係役員と認めらる

計二六名
二不承認

裏面白紙

申請書 番号	氏名	財源 関係	会社名	職名 及 任期	申請 条件	判定 事由
三六	鹿島良信	三 菱	東山農事 株式会社	取 締 役 昭和 一八 年一 月一 日 取 締 役 昭和 一九 年一 月一 日 取 締 役 昭和 二一 年一 月一 日	第 六 條	其ノ経歴ハ東山農事に 比較的長ク役員として 在任シ三菱財閥との関 係が深かつたものと認 めらる

計四名
合計三十名

第八條 關係 (留任就任申請)
一承認

申請書 番号	氏名	財源 関係	会社名	職名 及 任期	申請 条件	判定 事由
三七八	遠藤健二	三 井	三井本社	申請職名 清算人	申請 期間 四月 間	申請書 の承認も 留任を 適當と 認めら る
三四六	松田 秋	住友 銀行	東山金 庫農業 株式会社	社長	申請 期間 二月 間 五月 末迄	社内統制上 余人を以て代 難きものと認めらる

計二名
二不承認
〇名
合計二名

裏面白紙

一三六
財審報第八号

仰
決
裁

昭和二十三年四月十七日

財源關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の四月一日の審査決定（審決第八号）を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第八号

第六七條関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員會議
昭和二十三年四月二十二日決定
昭和二十三年四月十七日總理大臣裁

承認

84

申請書 受付番号	氏名	財閥 別名	会社名	職名 及 該期間	申請 條	判定事由
八六	佐渡 卓	三井	三井信託 株式会社	取締役 昭二一四二八 三二二二四	第七 條	三井財閥及び本社解体 後の就任である
八七	清水直作					
八七	川奈部 孝	日産 係	日産火災海上 保険株式会社	取締役 昭一九七二五 二一四二五		職員より年功により役員 に選任されたも、財閥関 係役員とは認められない
八八	末松友衛			取締役 昭二一七二一 二一四二一		
八五	恒吉 辰男					

八五	中村 準策	日産 係	日産火災海上 保険株式会社	取締役 昭一九九四二 一九九四二	第七 條	太平洋海上火災と日産火 災との合併に當り前者の 利益代表として就任したも のである
八五	佐々木 秀一			取締役 昭一九九四二 一九九四二		
八五	富永 権興			取締役 昭一九七二五 二一四二五		職員より年功により役員 に選任されたも、財閥 関係役員とは認められない
八四	吉田 金茂	瑞 士 瑞 士 瑞 士	瑞徳産業 株式会社	社長 昭二二二二五 二二二二五	第六 條	終戦後最古の職員として 従業員の選挙の下に選任され 中島財閥の利益代表とは認め ない
一一	中村 恭六	三井 直 系	三井造船機船 株式会社	常務取締役 昭二二二二六 二二二二六	第七 條	年功により他に適任がない 為、選任され、函館支店長の 業務に専念した

裏面白紙

申請書 番号	氏名	財閥名 及区分	職名 及 該期間	職名 及 該期間	申請 條項	判定事由
一〇二	元松直人	三井 直系	西海汽船 株式会社	取締役 昭二五 二一五 一六	第六 條	三井側、關係発生前、 役員に就任し、三井側、 利益代表ではない。
一〇三	近藤徳壽	"	"	代表取締役 昭二七 二一五 一六	"	利益代表ではない。
一〇四	長鬘秀夫	"	"	取締役 昭二七 二一五 一六	"	利益代表ではない。
一〇五	久富大藏	"	"	取締役 昭二七 二一五 一六	"	利益代表ではない。
六八	関 義城	三井 直系	三菱製紙 株式会社	取締役 昭二二 二一五 一六	第七 條	終戦後三菱財閥解体後の 就任である。
七〇五	下田文雄	三井 傍系	株式会社 江戸川工業所	取締役 昭二二 二一五 一六	"	三菱製紙の役員に就任し、三菱財閥 解体後、江戸川工業所の役員に 就任した名目である。
一五	渡辺隆司	三井 直系	大正海上火災 保険株式会社	取締役 昭二二 二一五 一六	第六 條	終戦後三井財閥及本 社 解体後の就任である。
一六	山根春衛	"	"	取締役 昭二二 二一五 一六	"	終戦後三井財閥及本 社 解体後の就任である。
七六	津守英五郎	住友 傍系	東金 株式会社	取締役 昭二二 二一五 一六	第六 條	明電電氣、東洋無線等の 利益代表であつて住友財閥 の人事統制を受けてゐない。
二一八	小川成一	"	東洋通信機 株式会社	取締役 昭二二 二一五 一六	第六 條	住友財閥及本社、人事統制 を受けてゐない。
二二〇	針谷錦次	"	日本通信工業 株式会社	取締役 昭二二 二一五 一六	第六 條	旧三陽社製作所より就任し、 住友財閥の人事統制を受けて ゐない。

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財閥名 及近縁	会社名	職名及 該當期間	申請 条件	判定事由
八二七	兒玉喜一	三井 直系	三井船舶 株式会社	取締役 昭二六八 昭二六八	第七 條	終戦後三井財閥及本社の 解体後、亮任である
八三八	藤井光藏	浅野 準直系	日本セメント 株式会社	取締役 昭二二七 昭二二七	第六 七條	技術的功勞により役員に 就任し技術部門に専任した
八三九	徳川誠	"	"	監査役 昭八二八 昭九二	"	徳川家の持株代表とし て就任したものである
八四〇	小杉義治	"	"	取締役 昭二九六 昭二九六	"	永年勤続の結果職員 より選任され且短期であ る
八四一	井上英熙	"	"	取締役 昭二九六 昭二九六	"	永年勤続の結果職員 より選任され且短期であ る

二〇三	龜田源次郎	浅野 準直系	浅野物産 株式会社	取締役 昭二二八 昭二二八	第六 七條	永年の勤続の結果職員 より選任され且短期である
二〇五	元吉光大	"	"	取締役 昭二二八 昭二二八	"	業務連絡上横正金よ 役員に招聘され短期である

計二十八名

裏面白紙

二不承認

申請書
氏名

二八八 中口末松

財源 区分	株式 会社名	職名 及 該 期 間	申請 事項	判定 事由
日産 株式 会社	監査役	昭五 二一 二二 二六 二八	第六 條	日産系八社の監査役として 兼小日産財開の形成 維持に貢献したと認 められる。
日産 株式 会社	監査役	昭六 二一 二二 二六 二八		
日産 株式 会社	監査役	昭七 二一 二二 二六 二八		
日産 株式 会社	監査役	昭八 二一 二二 二六 二八		
日産 株式 会社	監査役	昭九 二一 二二 二六 二八		
日産 株式 会社	監査役	昭一〇 二一 二二 二六 二八		
日産 株式 会社	監査役	昭一一 二一 二二 二六 二八		
日産 株式 会社	監査役	昭一二 二一 二二 二六 二八		

七八七 大澤忠藏

財源 区分	株式 会社名	職名 及 該 期 間	申請 事項	判定 事由
在友 傍系	安立 電力 株式 会社	監査役 昭八 二一 二二 二六 二八	第六 條	日本電気在職のまま 在友系子会社五社の役員 に兼任し其経歴より見て 財開関係役員と認めら れる。
在友 傍系	日本通 信興業 株式 会社	監査役 昭九 二一 二二 二六 二八		
在友 傍系	東洋通 信機 株式 会社	監査役 昭一〇 二一 二二 二六 二八	第六 條	日本電気は役員として在 職のまま在友系三社の 役員を兼任し其経歴よ り見て財開関係役員 と認められる。
在友 傍系	満洲通 信機 株式 会社	監査役 昭一一 二一 二二 二六 二八		

二二九 湊才次郎

裏面白紙

計一名

一不承認

〇名

合計一名

第九條關係 (承継會社指定申請)

一 承継會社として指定されたもの

申請書 受付番号	會社名	財閥名	申請者氏名	判定事由
三七五	東海農林 株式會社	任友	神原透一	資本構成取引先及び役員員の状況 等よりみて承継會社と認定される
三七三	兵庫農林 株式會社	"	井上利雄	
三七七	北海農林 株式會社	"	平岩喜一	

申請書 受付番号	會社名	財閥名	申請者氏名	判定事由
三七四	九州農林 株式會社	"	塩見嘉一	資本構成取引先及び役員員の状況 等よりみて承継會社と認定さ れる
三六七	扶桑農林 株式會社	"	日比文雄	
三八〇	四国農林 株式會社	"	植村實	

計六社

二 承認會社として指定されなかつたもの

〇社

合計六社

裏面白紙

財審報第九号

一四五

昭和二十二年四月二十六日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣總理大臣 均 殿

委員会審査決定報告の件（承認分）

本委員会の四月十九日審査決定一番決第九号を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第九号ノ一

第六七條關係(個人申請)

財閥關係役員審査委員 会
 昭和二十三年四月十九日決定
 昭和二十三年四月二十日 日總理大臣 裁

承認

申請書 受付番号	氏名	財閥 及 近 外	會社名	職名 及 職 當 期 間	申請 條 項	判定 事 由
112	二〇四 金田 政治	浅野 準直系	浅野物産 株式会社	監査役 昭和二十一年 一月一日 至 昭和二十二年 三月三十一日	第六七條	監査役之主として在任期間が短か く浅野財閥關係役員とは認められ ない
113	二〇六 平島 榮二			取締役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日		在任期間が短かく浅野財閥關係 役員とは認められない
114	八一三 長衣 宗一	野村 傍系	東洋製紙 株式会社	専任監査役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第七條	経歴からして野村財閥の利益代 表とは認められない
115	一四三七 重松 良英	日産 傍系	日産農林業 株式会社	取締役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日	第六七條	技術経験を買って選任され 且比較的短期である
116	二五四 岩瀬 悌	日産 準直系	日本造船 株式会社	取締役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日		就任事情から日産の利益代表 と認められず且在任期間が短 期である
117	二五三 小川 佐喜一			専務取締役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日		
118	三四二 石塚 尚	日産 直系	日本鋼業 株式会社	取締役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日		技術者として専攻により選任さ れ技術部門を担当し短期である 終戦後職員より選任され且 短期である
119	三四九 林 一夫			取締役 昭和二十二年 一月一日 至 昭和二十三年 三月三十一日		
120	三四四 市川 敏二郎					
121	三四八 寺 豊					

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財閥名 及在外	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
133	六五 平川喜四郎			専務取締役 昭和四一 二二五八		
132	六四 木下寅市			専務取締役 昭和四一 二二五八		
131	六三 高木清			取締役 昭和四一 二二五八		
130	六二 前田哲郎	三菱 係	日本 株 株式 会社	取締役 昭和四一 二二五八		其の経歴より見て三菱財閥の 利益代表とは認められず
129	一五三 金子源一郎	三菱 系	三菱 株 株式 会社	取締役 昭和四一 二二五八		其の経歴就任事情よりみて財閥 関係役員とは認められず
128	八二五 大政正雄	三井 系	西海 汽船 株式 会社	専務取締役 昭和四一 二二五八	第六 六七條	技術顧問として官吏から選任 され短期である
127	三五二 三田村明	日産 係	日南 鉄 株式 会社	監査 役 昭和四一 二二五八	第六 六七條	該当期間中日南鉄鋼は假死状態 に在り監査役は名目的であつた
126	三五三 佐藤俊一郎	日産 係	日本 炭 株式 会社	取締役 昭和四一 二二五八		年功により選任され総務部長 の業務に専念し且短期である
125	三四五 岡部楠男	日産 係	日南 鉄 株式 会社	取締役 昭和四一 二二五八		日本鉄業技術者として選任され 北大半は中国に駐在し短期であ り又日南鉄鋼取締役は名目的で あつた
124	三四七 厚母庸二	日産 係	日本 鉄 株式 会社	取締役 昭和四一 二二五八		技術者として年功により選任され 且短期である
123	三四六 阿部謙二	日産 係	山陰 工業 株式 会社	取締役 昭和四一 二二五八		年功により選任され且短期である
122	三四三 三間安市	日産 係	南方 日本 鉄 株式 会社	代表取締役 昭和四一 二二五八		終戦後職員より選任され 且短期である

裏面白紙

欠番
134

139

138

137

136

135

計二十七名

申請書 受付番号	氏名	職名 及 職階	会社名	職名 及 職階	申請 事項	判定事由
134	古村 誠一	三菱 工業株式 常務取締役	三菱 工業株式 会社	常務 取締役 昭和九 年四月 二十八 日	第七 條	軍の要請により関係施設と共 に役員に就任し経理部長の職務 に専念し短期である
135	山田 作之助	三菱 倉庫 監査役	三菱 倉庫 株式會社	監査 役 昭和九 年五月 三日	第七 條	終戦後三菱財閥及本社の解体 後就任し短期である
136	神品 芳博			監査 役 昭和九 年八月 二日		
137	齋藤 東吾	日産 鐵鋼 取締役	日南 鐵鋼 株式會社	取締 役 昭和九 年八月 三日	第六 條	役員としても総務部長の業務に 専念し短期である又日南鐵鋼 取締役は名目的である
138	宮川 敬三	日産 鐵鋼 取締役	日南 鐵鋼 株式會社	取締 役 昭和九 年八月 三日	第六 條	明治鐵業より技術者として招 聘され現業に専念し役員会に 殆んど出席しなかつた
139	三浦 正樹	安田 火災 株式會社 取締役	日本 紙業 株式會社	取締 役 昭和九 年八月 二日	第六 條	職責より年功により選任され 短期である

裏面白紙

総務部第一四五三號
財務報第九号ノ二

昭和二十三年四月二十六日

財務關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件 (不承認令)

本委員会の四月十九、二十日審査決定一審決第九号を別紙の通り報告する。
右御決裁を願いたい。



五月一日午後



36

裏面白紙

二、不承認

18	17	申請書 番号 一三三	氏名 高井義一
職名 倉持正次郎	職名 野矢直系	会社名 野矢物産株式会社	会社名 野矢物産株式会社
職名及 職期間 取締役 昭和十九年六月二日 取締役 昭和十九年六月二日 常務取締役 昭和十九年六月二日	職名及 職期間 取締役 昭和十九年六月二日 取締役 昭和十九年六月二日 常務取締役 昭和十九年六月二日	申請 事項 第六條	申請 事項 第六條
判定事由 多年常務取締役として在任し其の 経歴を以て財閥関係役員 と認められる。	判定事由 多年野矢物産役員として在任し 其の経歴を以て財閥関係 役員と認められる。		

4/19
4/24

裏面白紙

25	24	23	22	21	20	19
一五二	二〇二	一七七	一七六	三五〇	四三六	七六三
樋口 實	岩上 淳	石川 盛次	川瀬 俊男	深見 俊三郎	田中 誠吉	卅羽 實
三菱 直系	浅野 直系	カ	三菱 借系	日産 直系	日産 借系	野村 直系
三菱地所 株式会社	浅野物産 株式会社		三井物産 株式会社	日本製鋼所 株式会社	日産農林 工業株式会社	野村證券 株式会社
取締役 昭二五八 昭二五九 昭二六〇 昭二六一 昭二六二 昭二六三 昭二六四 昭二六五 昭二六六 昭二六七 昭二六八 昭二六九 昭二七〇 昭二七一 昭二七二 昭二七三 昭二七四 昭二七五 昭二七六 昭二七七 昭二七八 昭二七九 昭二八〇 昭二八一 昭二八二 昭二八三 昭二八四 昭二八五 昭二八六 昭二八七 昭二八八 昭二八九 昭二九〇 昭二九一 昭二九二 昭二九三 昭二九四 昭二九五 昭二九六 昭二九七 昭二九八 昭二九九 昭三〇〇	取締役 昭二八五 昭二八六 昭二八七 昭二八八 昭二八九 昭二九〇 昭二九一 昭二九二 昭二九三 昭二九四 昭二九五 昭二九六 昭二九七 昭二九八 昭二九九 昭三〇〇	取締役 昭二九二 昭二九三 昭二九四 昭二九五 昭二九六 昭二九七 昭二九八 昭二九九 昭三〇〇	取締役 昭二九七 昭二九八 昭二九九 昭三〇〇	取締役 昭三〇〇	取締役 昭三〇〇	取締役 昭三〇〇
第六條	第六條		第七條	第六條	第六條	第六條
多年役員に在任し其の経歴より 明瞭なる財閥関係役員と認めら れる。	経歴並に会社に在り其の経歴より 明瞭なる財閥関係役員と認めら れる。		在任期間長く其の経歴より明 瞭なる財閥関係役員と認めら れる。	長期に亘り取締役として在任し財 閥関係役員と認められる。	経歴かつて特に多年代表取 締社長に在任し財閥関係役 員と認められる。	経歴かつて財閥関係役員と 認められる。

裏面白紙

27

26

申請書 番号	氏名	財閥名 及近分	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
一五〇	藤村 朗	三菱 直系	三菱地所 株式会社	取締役 昭三五七 昭五八六 昭五八六 昭五八八	第六 條	多年役員に在任し其の経歴より みて財閥関係役員と認めら れる
一五二	龜山 誠	〃	〃	取締役 昭二八八三 昭二九〇八		

計二名

裏面白紙

財審報第一〇号

昭和二十三年四月三十日

内閣府 財務關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の四月二十三日審査決定（審決第一〇号）を別紙の
通り報告する。
右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第一〇号
第六七係関係 (個人申請)
承認

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年四月二十三日決 定
昭和二十三年四月三十日總理大臣決裁

申請書 受付番号	氏名	財閥名 及以外	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
140	七二 和田武彦	安田 係系	日本紙業 株式会社	取締役 昭和十八年一月 至昭和十九年二月	第六七係	永年勤続の結果技術者より選 任され短期である。
141	七三 土居政之助			取締役 昭和十五年七月 至昭和十九年一月		土佐紙株式会社の系統であり 技術者として終始した。
142	七五 多田吉宗			取締役 昭和十五年七月 至昭和十九年一月		職買より年功により選任され 取締役在任中は總務部長の業 務に専念し財閥関係役員とは 認められぬ。
143	一九二 塚越三郎	安田 準直系	帝國纖維 株式会社	監査役 昭和十五年七月 至昭和十九年一月	第六七係	小池銀行の利益代表として就 任したにすぎない。
144	一九三 佐々木義彦			監査役 昭和十五年七月 至昭和十九年一月		帝國纖維と日本油脂纖維部と の合併に当り後者の利益代表 として就任し短期である。
145	一九六 永野二郎			取締役 昭和十六年九月 至昭和十九年一月		帝國纖維と太陽レーコンとの 合併に当り後者の利益代表 として就任し勤務部長、絹糸 部長の業務に専念した。
146	一九八 高木妙男			取締役 昭和十五年七月 至昭和十九年一月		帝國纖維と日本油脂纖維部と の合併に当り後者の従業員代 表として選任され技術面に専 念し短期である。
147	一九九 藤岡啓			取締役 昭和十五年七月 至昭和十九年一月		新聞界に於ける経験を買はれ 責任と企業部長の業務に専念 し短期である。

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財閥 及在外	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
148	熊谷榮次	住友 直系	住友信託 株式会社	常務取締役 昭三、四、二七 昭三、二、一〇 昭三、二、一〇 昭三、二、一〇	第六 條	終戦後、住友財閥及び本社の 解体後兼任し、短期である
149	西村半次郎			取締役 昭三、二、二七 昭三、二、一〇 昭三、二、一〇		
150	澤野三郎					
151	石崎嘉代登		住友生命保險 株式会社	取締役 昭三、六、一八 昭三、二、二一	第七 條	

計十三名

三不承認

〇名

合計十二名

裏面白紙

財審報第一一五七

昭和二十三年五月四日

財務關係役員審査委員会事務局

局長 都村新次郎

内閣官房次長

内閣総理大臣 芦田

均 殿

總理事務官

委員会審査決定報告の件

本委員会の四月二十七日審査決定（審決第一一五七）を別紙の通り報告する。

右御決裁を願いたい。

五月十五日後藤洋行より受領

裏面白紙

審決第十一号

第十條關係(指定取消及変更申請)

財閥關係役員審査委員会
昭和二十三年四月二十六日決定
昭和二十三年五月 日總理大臣裁裁

不承認

判定事由

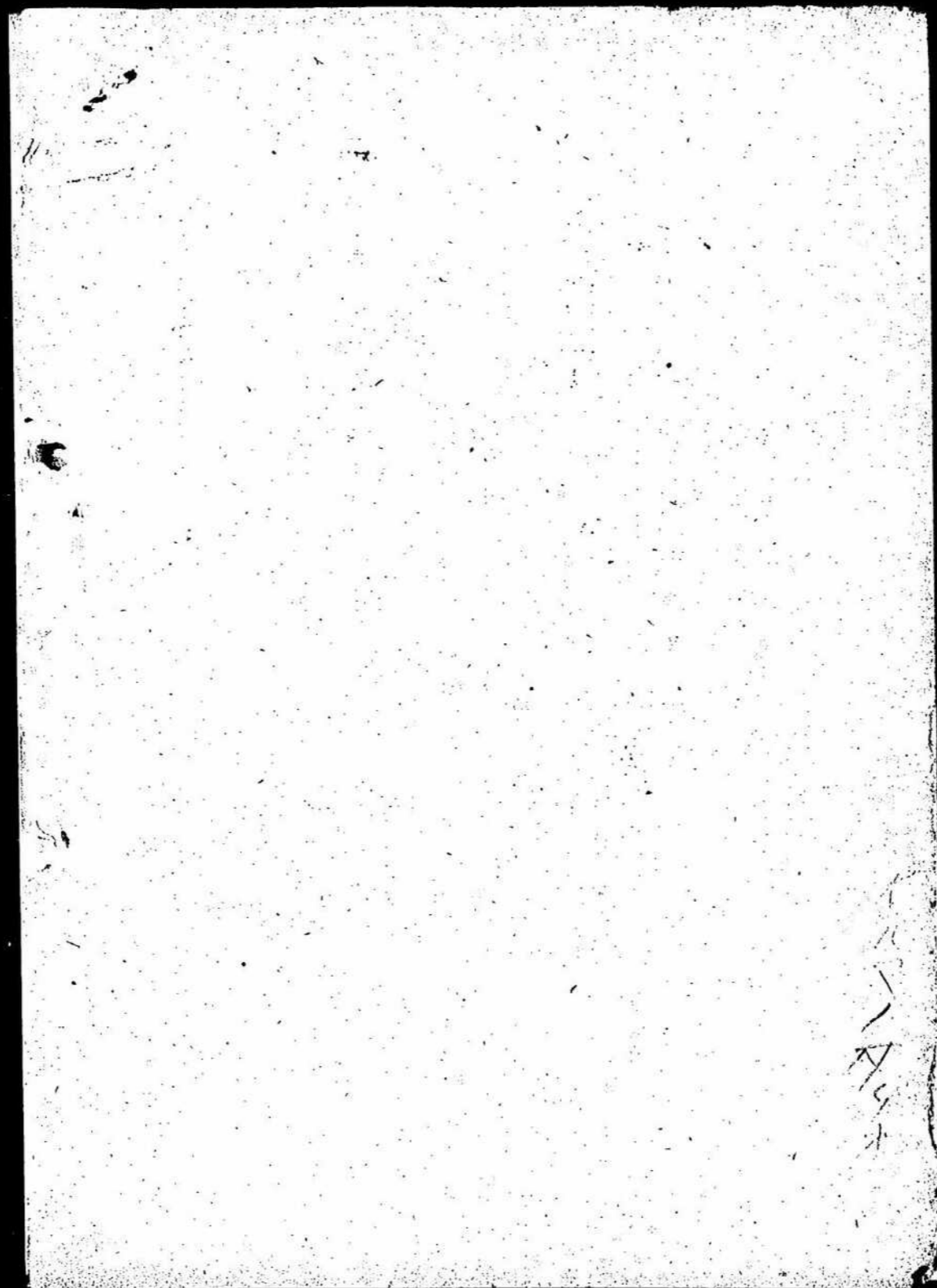
沿革事業の内容、当該財閥との
關係の程度等よりみて申請理
由が充分と認められない。

申請書 受付番号	會社名	財閥名 及区分	申請者氏名	判定事由
四八	東亜合成化学工業株式会社	三井系	渡辺喜多躬	沿革事業の内容、当該財閥との 關係の程度等よりみて申請理 由が充分と認められない。
九六	東洋レーヨン株式会社	三井系	森 信明	
一二七	大東紡織株式会社	三井系	吉田 初次郎	
一〇九	日本製粉株式会社	三井系	中島 義治	
二二二	釜石鉱山株式会社	三井系	印東善二	
三三七	東洋護謨化学工業株式会社	三井系	山口 義雄	
八二四	東洋高压工業株式会社	三井系	石毛 郁治	
四	三菱信託株式会社	三菱系	池田 謙藏	
八〇	日本建設工業株式会社		定野 道彦	
一六五	劍路埠頭倉庫株式会社	三菱系	佐藤 棟造	
八五六	日本穀産工業株式会社		中谷 芳邦	
七六二	關東特殊製鋼株式会社	住友系	酒井 佐敏	
三五九	朝日金屬精工株式会社	住友系	吉川 治一郎	
二〇	東洋汽船株式会社	安田系	中野 秀雄	

裏面白紙

計
二〇社

申請書 受付番号	会社名	申請者氏名	判 定 事 由
一四二	日産土木株式会社	日産系 宮長平作	沿革事業の内容、當該取組の 関係程度等よりみて申請理 由が充分と認められない。
七八五	日産化学工業株式会社	日直系 黒部貞雄	
三三五	小倉築港産業株式会社	末兼要	
一一四	日本鋼管鉱業株式会社	浅野系 林甚之丞	
四六	小倉製鋼株式会社	浅野系 中村裕嗣	
一四七	鐵航空機株式会社	安田系 田村駒治郎	



財審報第一一号ノ二

昭和二十三年五月

日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣總理大臣

均

監理廳審査官

財函關係役員審査委員会事務局

局

長

郡

村

新

次

郎

委員会審査決定報告の件

本委員会四月二十六、二十七日審査決定（審決第一一号）を別紙の通り報告する。

右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第十二号の二

第十條關係(指定取消及変更申請)

財閥關係役員審査委員會
昭和二十三年四月二十六日決定
昭和二十三年五月十四日總理大臣裁裁

一 承認(指定を取消したもの)

申請書 受付番号	會社名	財閥名 及区分	申請者氏名	判定事由
二二一	中興炭礦株式 有限公司	三井 系	山川良一	當該財閥の支配下に在つたものと認め られる。
一七五	大汶口炭礦株式 有限公司	三井 系	羽仁路之	
八一三	日本電極 株式會社	古河 系	大谷米太郎	
一四八	大正鋳業株式會社		伊藤八郎	

申請書 受付番号	會社名	財閥名 及区分	申請者氏名	新指定 区分	判定事由
二二三	山門炭礦株式會社	三井 系	長沼正志		規模が小さき且事業として成立せず 従つて財閥の形成維持に貢獻し得ぬ たものと認められる。
一二四	住友ホルネ才殖産 株式會社	住友 系	平岩弁一		
一四九	三菱マクネシウム 工業株式會社	三菱 系	本林規矩夫		

計七社

二 承認(指定を格下にするもの)

申請書 受付番号	會社名	財閥名 及区分	申請者氏名	新指定 区分	判定事由
一〇〇	小野田セメント 製造株式會社	三井 系	安藤豊祿		當該財閥との資本關係は終戦時 に於ては投資之主として経営人事 等は當該財閥と關係をなしたものと 認められる。
七二三	電気化学工業 株式會社		近藤鉄次		
七一七	湯淺蓄電池製造 株式會社		湯淺佐一		

裏面白紙

申請書 受付番号	会社名	財閥名 及区分	申請者氏名	新指定 区分	判定事由
七五六	大阪金属工業 株式会社	住友 直系	山田 晃	傍系	當該財閥との資本関係は終戦時 に於ては投資を主とし、経営人事 等は當該財閥と関係がないも うと認められる
七六一	日本パイプ製造 株式会社	古河 直系	太田 太	〃	
七七二	日本軽金属 株式会社	古河 直系	草野 義一	〃	沿革事業の規模財閥関係の 親疎の程度から変更を適當と 認められる
四二	三洋油脂 株式会社	三井 直系	柴崎 繁治郎	〃	
九七	朝鮮レーヨン 株式会社	〃	馬杉 得三	〃	
一一〇	三興製衣粉 株式会社	〃	牧 彦次郎	〃	當該財閥の内部に於ける地位に拘 らずに該社の財閥による支配が他の 利益の爲に制限されていると認められる
一九一	安田火災海上 保険株式会社	安田 直系	檜垣 文市	直系	
二一四	三菱石油 株式会社	三菱 直系	中内 俊一	〃	

計十一社
合計十八社

裏面白紙

第八條關係(留任就任申請)
一承認

19

申請書 受付番号	氏名	財團名 及区分	會社名	申請職名	申請 條項	承認期間	判定事由
三八一	神谷千別	日産 直系	株式會社 日産	取締役 社長	八條 一項	四月二十日 至 七月六日	会社整理上他適當なる 役員を余人以て代 難きものと認めらるる。

計一名

二不承認

〇名

合 計 一名

裏面白紙

財審報第一二号の一

昭和二十三年五月七日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の五月一、四日審査決定（審決第一二号）を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

裏面白紙

審決第一二号ノ一

第六七條關係(個人申請)

財閥關係役員審査委員會
昭和二十三年五月十四日決
昭和二十三年五月七日總理大臣決裁

承認

申請書 要付書	氏名	財閥 及分	會社名	職名 及 職務期間	申請 條項	判定事由
152 七六	平岩治郎	安田 傍系	日本紙業 株式會社	取締役 昭和五 〇年一 月一 日 至 昭和五 〇年一 月三十一 日	第六 七條	職歴より年功により選任さる短 期である
153 七七	三浦長作	〃	〃	取締役 昭和五 〇年一 月一 日 至 昭和五 〇年一 月三十一 日	〃	元警務抄故出身の技術者として 年功により選任され財閥關係 役員とは認められず
154 一九四	山田西藏	安田 傍系	帝國織維 株式會社	取締役 昭和八 年八月一 日 至 昭和九 年七月三十一 日	〃	技術者として従業員支持の下に 年功により選任され台端事業所 長の業務に専念した
155 一九七	高橋綱三	安田 傍系	帝國織維 株式會社	取締役 昭和八 年八月一 日 至 昭和九 年七月三十一 日	第六 七條	技術者として年功により選任され 北財閥關係役員とは認められず
156 二〇〇	木村丑之助	〃	〃	取締役 昭和八 年八月一 日 至 昭和九 年七月三十一 日	〃	職歴より年功により選任され 朝鮮京城支店長の業務に専念し た
157 七二七	松井虎次	安田 傍系	別府化学工 業株式會社	取締役 昭和三 年三月一 日 至 昭和七 年三月三十一 日	第七 條	終戦後、在友財閥及び本社 人事統制廃止後就任し短期で ある
158 七三八	八木 裕	〃	〃	取締役 昭和三 年三月一 日 至 昭和七 年三月三十一 日	〃	終戦後、在友財閥及び本社 人事統制廃止後就任し短期で ある
159 七五〇	松本和三郎	安田 傍系	扶桑金属 株式會社	取締役 昭和二 年三月一 日 至 昭和六 年三月三十一 日	〃	
160 七一〇	大島久太郎	安田 傍系	住友信託 株式會社	常任査査役 昭和二 年三月一 日 至 昭和七 年三月三十一 日	第六 七條	

計九名

裏面白紙

第八條關係(留任就任申請)

一 承認

申請書 受付番号	氏名	財團名 及已分	會社名	申請職名 及請任條	承認期間	判定事由
20 三三三	栗原甚吾	富士 直系	富士産業 株式會社	取締役 (留任) 第八條 一項	六月三十日迄	事務引継整理期間の必要 を認めらる。

計一名

第九條關係(承継會社指定申請)

一 承継會社として指定されたもの

申請書 受付番号	會社名	財團名	申請者氏名	判定事由
1 二〇九	尼崎倉庫工業 株式會社	三井	菱沼 勇	沿革資本、役員、取引先、親族等 よりみて非承継會社と判定される。
2 一四八	留萌水産工業 株式會社	三井		
3 二四	朝日塩業 株式會社	古河	磯部愉一郎	

計三社

二 承継會社として指定されたもの

申請書 受付番号	會社名	財團名	申請者氏名	判定事由
7 二二	三池合成工業 株式會社	三井	高島基江	出資、資産、役員、取引先及企業内容 等よりみて承継會社と判定される。
8 一四九	瀧川化学工業 株式會社	三井	菱沼 勇	

計二社
合計五社

裏面白紙

第十條關係（指定取消及変更申請）

一 承認（指定を取消すもの）

申請書 受付番号	一六	申請者氏名	山形廣子	判定事由	其の規模小にして浅野關係持株少く且 沿革的にも浅野財閥との關係稀薄と認め られる
會社名	共同興業 株式会社	財閥名 及近分	浅野 直系		

計一社

二 不承認

〇社

合計一社

19

裏面白紙

財審報第一二号の二

昭和二十三年五月七日

財閥關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣総理大臣 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の五月十四日審査決定一番決第一二号を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

五月八日午後

受 5.18 住

54

29 一四三八	28 一三五四	申請書 受番号	氏名	財閥名 及区外	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
前田 惟智 傍系	石川 修直 系				取締役 昭和二七 二八五五	第六 七條	其の経歴よりして申請理由は 認められない
日産 株式會社	日本 鐵業 株式會社				取締役 昭和二六 二七二六		
日産 株式會社	日本 鐵業 株式會社				取締役 昭和二六 二七二六		
日産 株式會社	日本 鐵業 株式會社				取締役 昭和二六 二七二六		

一不承認

審決第二号ノ二
第六七條關係(個人申請)

財閥關係役員審査委員會
昭和二十三年五月十四日決
昭和二十三年五月七日總理大臣決裁

31

30

計四名

八四九	八四六
永松利熊	佐々木第吉
日産	日産
係	係
日産火災海上	日産火災海上
株式會社	株式會社
取締役社長	取締役
昭三〇六三三 二二二三四	昭三七二二 二二二二六
第七條	
其の就任事情よりみて申請理由は認められぬ	其の経歴よりみて申請理由は認められぬ

財審報第一三三号

昭和二十三年五月十五日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の五月八日、二日審査決定（審決第一三三号）を別紙の通り報告す。

右御決裁を願いたい。

（備考）

前記不承認の内、古村誠一については四月二十六日附をもつて承認の決裁を仰いだ、その後更に審査を必要とし、その結果今般不承認となつたのである。
なお申請者に関する四月二十六日附承認の件については未だ外部に対し発表してない、右爲念。

めくれず

裏面白紙

審決第一三号

第六七條関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年五月八日第二日決 定
昭和二十三年五月十五日 日總理大臣裁裁

承認

申請書 受付番号	氏名	財閥 関係	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
九五	石川忠治	三井	三井生命保 險株式會社	取締役 昭和二十二年 三月二十九日	第六條	三井財閥及本社の人事統制廢止 後在任し、短期である。
七四	天野雅雄	三井	三井工業 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月二十九日	第七條	三井財閥及本社の人事統制廢止 後在任し、短期である。
八八	山田熊男			取締役 昭和二十二年 三月二十九日		
八五	若林祐治郎		三井信託 株式會社	監査役 昭和二十二年 三月二十九日		
三九一	貞永敬甫	三井	東洋曹達 株式會社	業務取締役 昭和二十二年 三月二十九日	第六條	三井財閥及本社の人事統制廢止 後在任し、短期である。 三井財閥及本社の人事統制廢止 後在任し、短期である。
八二	小林賢材	三井	三井信託 株式會社	業務取締役 昭和二十二年 三月二十九日	第七條	三井財閥及本社の人事統制廢止 後在任し、短期である。
七二	小野孝	住友	友安立電氣 株式會社	業務取締役 昭和二十二年 三月二十九日	第六條	住友財閥及本社の人事統制廢止 後在任し、短期である。
一四三	木口時太郎	住友	日本電氣精 製株式會社	取締役社長 昭和二十二年 三月二十九日	第七條	其の経歴及就任事情よりみて財 閥関係役員とは認められな い。
一一	進藤馨	住友	住友銀行	取締役 昭和二十二年 三月二十九日	第六條	住友財閥及本社の解体後就任し 短期である。
二四八	平林憲一	古河	旭電化工業 株式會社	取締役 昭和二十二年 三月二十九日		古河財閥解体後就任し短期であ る。
二四九	泉海林武雄			業務取締役 昭和二十二年 三月二十九日		
二五〇	浅井延吉			業務取締役 昭和二十二年 三月二十九日		

裏面白紙

申請書 番号	氏名	財閥名 及 区分	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
二五五	佐藤海太郎	住友 系	東洋堂 工業株式 会社	監査 役 昭和 二六 年 七 月 一 日 至 二 六 年 六 月 三 十 日	第七 條	三菱側の利益代表として住友側 の利益代表でなく住友系に限 財閥関係役員とは認められない 被合併会社の工場長から選任さ れ其の経歴からみて財閥関係役 員と認められない
二五七	奥村 政雄	住友 系	東洋堂 工業株式 会社	取締役 社長 昭和 二六 年 七 月 一 日 至 二 六 年 六 月 三 十 日	第六 條	住友財閥及び本社の人事統制 上後述に短期である
二五六	神谷 鍊	住友 系	日本カ ンパイト 工業株式 会社	取締役 昭和 二七 年 九 月 一 日 至 二 七 年 八 月 三 十 日	第七 條	日本染料の利益代表として日新 化学取締役として日本カ ンパイト工業株式の就任は住友の人事統制 廃止後である
二五三	森川 謙三郎	住友 系	住友倉庫 株式會社	取締役 昭和 二七 年 九 月 一 日 至 二 七 年 八 月 三 十 日	第六 條	
二五二	田平直方	住友 系	日新化学 工業株式 会社	取締役 昭和 二七 年 九 月 一 日 至 二 七 年 八 月 三 十 日	第六 條	
二五一	小口 亮	住友 系	日新化学 工業株式 会社	取締役 昭和 二七 年 九 月 一 日 至 二 七 年 八 月 三 十 日	第六 條	
二八〇	芳賀 幸彦	日産 系	日産汽船 株式會社	取締役 昭和 二六 年 九 月 一 日 至 二 六 年 八 月 三 十 日	第七 條	職員より年功により選任され非 常勤である 日産生命の日産生命への合併に 当り前者の利益代表として選任 された 取締役は非常勤であり、船舶運 営公高長の業務に専念し、常務 就任は日産財閥解体後である
二六三	山内 誠太郎	住友 系	日本電子 工業株式 会社	取締役 昭和 二六 年 九 月 一 日 至 二 六 年 八 月 三 十 日	第六 條	大和無線電機株式の日本電子工業 への合併に当り前者の利益代表 として就任したものである
二六四	水上 清次郎	住友 系	東洋堂 工業株式 会社	取締役 昭和 二六 年 九 月 一 日 至 二 六 年 八 月 三 十 日	第六 條	光電波株式の日本電子工業への合 併に当り前者の利益代表として 就任したものである
二六五	高垣 信之	住友 系	東洋堂 工業株式 会社	取締役 昭和 二六 年 九 月 一 日 至 二 六 年 八 月 三 十 日	第六 條	

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	取締役 兼任会社名	職名 及 職務	申請 事項	判定 事由
二七〇二	前田武夫	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	第七 條	技術者として年功により職務より 遷在され短期である。
三〇二	藤田好一	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	〃	三井財閥及び本社の解体後就任 し短期である。
三〇〇	小森勇吉	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	〃	東洋棉花役員就任は三井財閥及 び本社の統制廃止後就任したる のである。東洋織維又は上海紡 織へ就任し非常勤であり且短期 である。
二九八	藤原好雄	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	〃	

二九六	山田二郎	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	第七 條	東洋棉花役員就任は三井財閥及 び本社の統制廃止後就任したも のである。東洋紡織監査役は現地 支店長として慣例により就任非 常勤であつた。
二九七	森山短一	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	〃	上海支店長在職中東洋棉花の役 員となり職務執行の状況から財 閥関係役員とは認められな い。尚上海紡織役員は名目のみである。
二九八	前田保勇	三井物産株式会社 取締役	取締役 一九二〇年 九月二日	第六 條	

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財団法人 及区分	会社名	職名及 任期	申請 条	判定事由
二六	岩淵新治	三井 準直系	昭和飛行機 株式会社	取締役 昭和二〇年六月二八 日 昭和二一年五月二八 日	第七 条	専ら要請により就任し短期です る
二〇	次崎素			取締役 昭和二〇年六月二 日		三井財閥及び本社の関與する前 に就任している
三一	根本好文	三井 系	三井化学工 業株式会社	取締役 昭和二〇年六月二 日	第七 条	三井本社の解体後就任し短期で ある
三一	三階堂行徳			取締役 昭和二〇年六月二 日	第六 条	鈴木商店出身にして技術を買 取取締役は選任され財閥関係役 員と認められぬ
三一	曾我金吾			取締役 昭和二〇年六月二 日		

二五	芥藤政直	古河 直系	古河 工業株式 会社	取締役 昭和二〇年六月二 日	第六 条	技術者として職員より選任され 尾釜業所長の業務に専念し役員 に全然出席しなかつた
二八	菅谷隆良	古河 直系		取締役 昭和二〇年六月二 日	第六 条	職員より選任され若松支店長の 業務に専念した。又役員に出 席しなかつた
八七	新海英一			取締役 昭和二〇年六月二 日		職員より年功により選任され其 の職務の定状よりみて財閥関係 役員とは認められぬ
八七	伊藤萬清			取締役 昭和二〇年六月二 日		技術者として年功により選任さ れ技術部門に専念した

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財閥名 及近縁	會社名	職名及 職務期間	申請 條項	判定事由
三一〇	円城寺松一	古河 直系	古河 株式會社	取締役 昭和二〇年六月 至二二年六月	第六 七條	古河財閥の人事統制廃止後選 任され短期である
八七二	佐藤 鶴			監査役 昭和二〇年六月 至二二年六月		
三一一	吉田外茂雄			取締役 昭和二〇年五月 至二二年五月		古河財閥解体後技術者として 選任され短期である
二六七	鹿内信隆	日産 係	日産 株式會社	取締役 昭和二〇年六月 至二二年六月	第六 七條	其の経歴より古河財閥役員 員とは認められず
八一	渡辺福雄	住友 直系	住友 株式會社	取締役 昭和二〇年七月 至二二年七月		本会社は本末渡辺一家の個人 企業から発達したものであつ て住友側の人事統制はなかつ たものと認められる

八三三	三島 藤太	住友 直系	住友 株式會社	取締役 昭和二〇年六月 至二二年六月	第六 七條	築港工業の沿革からみて住友 側は無関係である
八三	加藤勝夫			取締役 昭和二〇年九月 至二二年九月	第七 條	
八四	林 良吉			取締役 昭和二〇年六月 至二二年六月	第六 七條	
八六	尾関 研吉			専務取締役 昭和二〇年七月 至二二年七月		
八七	藤 一雄			取締役 昭和二〇年六月 至二二年六月		

計 五二名

裏面白紙

二不承認

申請書番号	氏名	財閥名	会社名	職名及該當期間	申請項	判定事由
五	前川 清	三井	日本製鋼所	取締役 昭七 〇六五 二	第六條	其の経歴よりみて申請理由は認められぬ。
二八一	伊藤 幸雄	日産	日産汽船株式会社	取締役 昭七 〇七三 一	第七條	関係会社役員を兼任もしく申請理由は認められぬ。
二九四	田中 彦三郎	三井	東洋棉花株式会社	取締役 昭七 〇七一 五	第六條	長期に亘り取締役として申請理由は認められぬ。
六一	古村 誠一	三井	日本レリニヤ株式会社	常務取締役 昭七 〇二五 八		常務取締役であるが其の職務状況から申請理由は認められぬ。

計五名
合計五七名

第八條関係(留任就任申請)

一承認

申請書番号	氏名	財閥名	会社名	職名及該當期間	申請項	判定事由
二六二	飯野 浩次	三菱	三菱商事株式会社	取締役 昭七 〇九六 二六	第六條	其の経歴よりみて財閥関係役員と認められる。
		三菱	三菱重工業株式会社	取締役 昭七 〇九六 二二		
		三菱	三菱倉庫株式会社	取締役 昭七 〇九六 二二		

計一名
二不承認
合計一名

申請書番号	氏名	財閥名	会社名	職名及該當期間	申請項	判定事由
三九〇	高木 弘	日産	日産工業株式会社	取締役 昭七 〇八八 二	第六條	特殊な職務者として余人を以て代へ難きものと認められる。

裏面白紙

財審報第一四号

昭和二十三年 五月二十二日

財函關係役員審査委員会事務局

局長 都村新次郎

内閣總理大臣 菅野 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の五月二十七日審査決定（審決第一四号）を別紙の通り報告する。

右御決裁を願いたい。

浮鏡 五十一

陸 25. 付

本大臣宛 5.27 63

裏面白紙

審決 第四号

第六七関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員會
昭和二十三年五月十八日決 定
昭和二十三年五月二十日 總理大臣裁 裁

承認

申請書 受審番号	氏名	財閥 区分	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
九三	岡田達三郎	住友 系友	株式會社 住友銀行	取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六	第七條	住友本社の人事統制廢止後就 任に短期である。
二五	田路舜哉	住友 系友	住友金屬工業 株式會社	取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六	第六七條	職員より年功により選任され 短期である。
二六	尾崎久助	住友 系友	日本建設産業 株式會社	取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六	第六條	被合催長谷部竹腰建築事務所 の利益代表として就任したも ので常務就任は住友本社の人 事統制廢止後である。
二〇	小林 彦次	住友 系友	住友共同電力 株式會社	取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六	第七條	技術者として選任され現場業 務に専念した。
二一	渡辺 敏吉	大倉 系友	大倉中央工業 株式會社	取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六	第六七條	職員より年功により選任され 専務社長の職も代表権なく執 務の状況よりみて財閥関係役 員と認められぬ。
二二	日下 誠			専務取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六		職員より年功により選任され 執務の状況よりみて財閥関係 役員と認められぬ。
二三	横田 貞雄			監査役 昭三〇・一三 二二〇・一六		職員より年功により選任され 短期である。
二四	中沢規矩夫			取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六		職員より年功により選任され 短期である。
二五	服部 貞吉			取締役 昭三〇・一三 二二〇・一六		職員より年功により選任され 短期である。

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	財閥 及 関係	会社名	職名 及 該 當 期 間	申 請 項 目	判 定 事 由
222 七六八	名取 和作	古河 系	富士電機製造 株式会社	監 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二 九 二	第 六 七 條	其の経歴及び会社の沿革より みて古河財閥の人事統制を更 けていかならうと認められる 技術者として年功により選任 されたものである
223 七七四	春日彪次郎			取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二	第 七 條	独個人にして「シーメンズ」社の 利益代表である
224 七七七	ベルンハル ドモリア			取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二		
225 七七〇	永田 静			取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二		
226 七六九	武田 勇吉			取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二		第七條関係の各号に該當する
227 一一一	田中陽二郎	野村 系	野村貿易 株式会社	取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二	第 七 條	職責より年功により選任され 短期である
228 七九七	下村 祐一		野村生命保険 株式会社	取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二	第 六 七 條	職責より年功により選任され 保全契約部長の業務に専念し た
229 七九六	守屋 学而			取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二		
230 七九五	推名 幸助			取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二		
231 七九三	寺本 雄造		野村建設工業 株式会社	取 昭 大 三 八 一 一 九 二 九 二		職責より年功により選任され たものである

裏面白紙

計三九名

申請書 番号	氏名	財開名 及区分	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
251	五。 寄藤 亥織	安田 安田興業 直直系 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	職員より年功により選任さ小 主として八幡工場長の業務に 専念した
250	九八 澁谷 米太郎	三 菱商事 株式會社	株式會社	取 常務取締役 大八・四二・二二 大九・四九 九六・天	第六條	職務執行の實情並に経歴か らみて財開色はなにも認め めらる
249-248	七〇 中村 恒久	三 菱銀行 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	三 菱財開及び本社。解体後 専任し短期である。
247	二二八 久保田 豊	三 菱 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	三 菱財開及び本社。解体後 専任し短期である。
246	二二七 服部 宗三	三 菱 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	三 菱財開及び本社。解体後 専任し短期である。
245	二四〇 實 武夫	三 菱 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	技術者として年功により選任 され短期である。
244	二三九 北島 信夫	三 菱 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	技術者として年功により選任 され短期である。
243	二三八 福田 淳一郎	三 菱 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第六條	技術者として年功により選任 され短期である。
242	三三七 三谷 正藏	三 菱 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第七條	被合併田中機械製作所の利益 代表として専任したものである
241	三〇七 中島 捨松	三 井 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第七條	三 菱財開及び本社。解体後 専任し短期である。
240	三〇六 筒井 金三郎	三 井 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第七條	三 井近海機船常務として も技術に専念し三井本船 常務兼任は三井財開及び 本社。解体後である。
239	三〇六 筒井 金三郎	三 井 株式會社	株式會社	取 常務取締役 昭和二〇・二一・二二・二三・二四・二五	第七條	技術者として年功により選任 され現場業務に専念した。

裏面白紙

二不承認

申請書 交付番号	氏名	財団法人 及以外	会社名	職名及 該管期間	申請 条項	判定事由
37	藤井敬三郎	住友 及四國 中央電力	株式会社	取締役 昭和二十 五年一月 一	第六 條	役員在任期間長く四國中央電 力の専務取締役は事実上最高 代表役員とみられその経歴よ りしてその申請理由は認めら れず
38	稲川次郎	安田 及直系	安田倉庫 株式会社	取締役 昭和二十 四年四月 一		経歴よりみて申請理由は不充 分である(由申請者は財関と 関係がある)

40	川合菊平	野村 及直系	野村建設工業 株式会社	取締役 昭和二十 三年八月 一		経歴よりみて申請理由は認め られず
39	宮吉	野村 及直系	野村生命保険 株式会社	取締役 昭和二十 二年一月 一	第六 條	在任期間長く野村関係会社役 員の兼任その他の経歴より して申請理由は認められず

裏面白紙

23 22

申請書 受付番号	氏名	財開名 及区別	会社名	申請職名	申請 項目	承認期間	判定事由
三九三	青木 興雄	野村 系	野村鋳業 株式会社	取締役社長 (留任)	第八條 二項	五月十日 至 十月三十一日迄	会社。整理再建上他に適 任者なく、本人を以て代 難きものと認めらるる
三九二	大澤 忠藏	住友 系	東洋通商機 株式会社	取締役 (留任)	第八條 二項	五月十日 至 十月三十一日迄	

計二名
不承認
〇名
合計三名

第八條關係(留任、就任申請)
一承認

42 41

申請書 受付番号	氏名	財開名 及区別	会社名	職名及 該當期間	申請 項目	判定事由
一八六	小川 嘉樹			取締役 昭和三十八年 二月二二日 至 昭和三十九年 二月二二日迄		経歴よりみて申請理由に認め らるる
九九	渡辺 賢久	三菱 重工業 系	三菱重工業 株式会社	取締役 昭和三十八年 二月二二日 至 昭和三十九年 二月二二日迄	第六條	

計六名
合計四名

第九條關係(承継会社指定申請)

一 承継会社として指定されたもの

申請書 受付番号	会社名	取組名	申請者氏名	判定事由
三八七	明治生命 相互会社	三菱	稲田 勤	資本、役員 の構成取引先等よりみて承継 会社と認定される
三八四	中央生命保険 相互会社	三井	井上 八三	
三八三	東京生命保険 相互会社	野村	齋藤 啓吉	
三八九	白新生命保険 相互会社	百産	江川 武	
三八八	朝日生命保険 相互会社	古河	行方 孝吉	
三八六	光生生命保険 相互会社	安田	武内浩一郎	
三八五	国民生命保険 相互会社	住友	芦田 泰三	

計七社

二 承継会社として指定されなかつたもの

計七社

第十條關係(指定取消及変更申請)

一 承認
○社

二 不承認

申請書 受付番号	会社名	取組名	申請者氏名	判定事由
八七七	朝鮮煙草 株式会社	三 菱	加藤 五十造	資本、構成、役員、経営の状況よりみて申請理由は認めらるる

計一社
合計一社

裏面白紙

財審報第一五号

昭和二十三年六月八日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣總理大臣 菅野 均 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の五月二十二日審査決定（審決第一五号）を別紙の
通り報告す。石御決裁を願いたい。



五二	五二	申請書 受理番号	氏名	財源 区分	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
笠原 勇太	多田 精一			安田 準直系	安田興業 株式会社	取締役 昭二八年 昭二九年	第六 七條	高雄製鉄役員として台湾に 在任し、安田興業役員は名 目的であつた
						取締役 昭二九年 昭三〇年		職員より年功により選任さ れ、水たが應召により殆んど職 務せ、常務就任は安田興 業解体後である

一承認

審決第一五号

第六七條關係(個人申請)

財源關係役員審査委員會
 昭和二十三年五月二十二日決
 昭和二十三年六月八日
 總理大臣決裁

261 260 259 258 257 256 255 254

七二六	七二五	七二四	七二三	七二二	七二一	七〇三	六六
堀 廣次	小田 義人	押本 壽昇	佐藤 文二	武内 浩一郎	竹内 憲太郎	春藤 利忠	村井 治之助
					安田 直系		安田 直系
					安田 生命保険 株式会社	安田倉庫 株式会社	安田興業 株式会社
監査 役 昭三三三 七三三三		取 締 役 昭二六六 二二一六		常務取 締 役 昭二二五 二二六六	監査 役 昭二二六 二二二六	専務取 締 役 昭二八三 二二二四	取 締 役 昭八四 二八九七
第六 條				第七 條	第六 條	第七 條	
職責より年功により監査役 となり財関関係役員とは認 められぬ	安田財関解体後の就任であ る		安田財関の人事統制廃止後 の就任である		職責より年功により選任さ れ短期である	安田財関の解体後、就任で ある	在任期間短く、その経歴よ りみて財関関係役員とは認 められぬ

271	270	269	268	267	266	265	264	263	262
三二三	三二二	三二五	三二四	一四四〇	一四三九	二八〇	七六六	七七三	一一三
岸野 佐吉	西田 善藏	横田米三郎	福島 兼馬	加藤 通文	花岡 芳夫	江川 武	和田 恒輔	尾上 吉平	藤村 謙二
古河 達直系	古河 傍系	古河 達直系	古河 傍系	古河 傍系	日産 傍系	日産 傍系		古河 傍系	安田 達直系
古川電氣工業株式会社	古河鑄造株式会社	古河電氣工業株式会社	古河鑄造株式会社		日産製煉工業株式会社	日産生命保険株式会社		富士電氣製造株式会社	東京建物株式会社
取締役 昭二九二九 昭二一七五 昭二二一六	取締役 昭一九六一 昭一九六一	取締役 昭二一七五 昭二二二六	取締役 昭一九六一 昭一九六一	取締役 昭二一九一 昭二一九一	取締役 昭二一九一 昭二一九一	専務取締役 昭二一九一 昭二一九一	専務取締役 昭二一九一 昭二一九一	取締役 昭二一九一 昭二一九一	専務取締役 昭二一九一 昭二一九一
			第六條		第六條		第六條		第七條
職歴より年功により選任 此短期である	職歴より年功により選任 此短期である	職歴より年功により選任 此短期である	職歴より年功により選任 此短期である	職歴より年功により選任 此短期である	職歴より年功により選任 此短期である	日産財閥の人事統制廃止後 の就任である	古河財閥の人事統制を 受けての就任である	古河財閥の人事統制を 受けての就任である	安田財閥の人事統制廃止後 の就任の短期である

裏面白紙

283	282	281	280	279	278	277	276	275	274	273	272	
三三九	三三八	八三九	八八六	八三〇	一九	四七	六九	二二九	一三一	一三一	一三〇	
福島 英彦	難波 守治	安藤 正興	高杉九馬一	阿部 福三	松山亮一郎	稻生 光吉	岡野保次郎	山下美通雄	三根千代人	温品 麟三	大澤 定正	
三井 直系	三井 直系	三井 直系	三井 直系	三井 直系	三井 直系	三井 直系	三井 直系				古河 閉東電化工業 傍系	
熱帯産業 株式会社	東洋護謨化学 工業株式会社	熱帯産業 株式会社	三井造船 株式会社	三井造船 株式会社	三井造船 株式会社	三井造船 株式会社	三井造船 株式会社				閉東電化工業 株式会社	
取締役 昭統 一九二〇・九・二二	監査役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	専務取締役 昭統 一九二〇・九・二二	専務取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	取締役 昭統 一九二〇・九・二二	
	第七條	第六條			第七條		第六條				第六條	
職員より年功により選任されたものである	シンガポールに在任し、役員は名目的であつた	職員より年功により選任され、名目的であつた	三井財閥解任後の就任である	職員より年功により選任され、短期である	職員より年功により選任され、短期である	技術者であり三井財閥及び本社の人事統制廃止後の就任である	三井財閥及び本社人事統制廃止後の就任である	古河財閥と無関係である	古河財閥と無関係である	技術者として選任され、工場長の業務に専念した	職員より年功により選任され、財閥関係役員とは認められない	
												判定事由

裏面白紙

308 307 306 305 304 303 302 301 300 299 298

申請書 受付番号	氏名	職名	会社名	職名及 被審期間	申請 項目	判定事由
八二〇	山尾 忠治	三井 直系	三井不興産 株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第七 條	三井財閥及本社の人事統制 廃止後の就任である 三井財閥及び本社解体後の 就任である
八三二	酒井 堅護	住友 直系	住友海上火災 保険株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第六 條	其の経歴より住友財閥役員 とは認められない
七三九	小関 恭三	住友 直系	大塚住友海上火災 保険株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第六 條	
七四〇	神原 近三	住友 直系		取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第七 條	
七四一	拓植 宗俊	住友 直系		取締役 昭二〇二六 昭二〇二六		
八五七	鮫島 龍雄	住友 直系	四国機械工業 株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第七 條	住友財閥及び本社解体後の 就任である
八五八	大井田 治一	住友 直系		取締役 昭二〇二六 昭二〇二六		
八五九	堀切 政康	住友 直系	四国機械工業 株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第六 條	技術者として選任され常務 就任は住友財閥及び本社 の人事統制廃止後である
三六一	宇佐美 正祐	住友 直系	住友電気工業 株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六	第六 條	住友財閥及び本社 の人事統制 廃止後の就任である
三六二	平佐 周三	住友 直系	住友電気工業 株式会社	取締役 昭二〇二六 昭二〇二六		住友財閥及び本社 の人事統制 廃止後の就任である

裏面白紙

320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309
一六一	一四三	七二六	三五	二四七	七九八	一四九	一四〇	一八九	七三八	一八七	七三七
林 精一郎	前原 正憲	宇野 三郎	近藤 康治	小林 敬三	瀬尾 昭	山田信四郎	夏堀精一郎	久野 三子	足立 哲夫	中村 正雄	福永 年久
古河 傍系	日産 傍系	〃	日産 傍系	古河 傍系	野村 傍系	〃	日産 傍系	〃	〃	〃	住友 直系
大目電線 株式会社	満洲自動車 製造株式会社	日本電子工業 株式会社	南東工業 株式会社	株式会社 秋田工場	野村証券 株式会社	〃	日産液体燃料 株式会社	〃	〃	〃	井華鋳業 株式会社
取締役 昭和二六年六月一 常務取締役 昭和二七年一月一	理事 昭和二九年八月一	監査 昭和一九年五月一 取締役 昭和一九年九月一	取締役 昭和二〇年九月一	取締役 昭和二五年一月一	取締役 昭和二六年六月一 常務取締役 昭和二八年三月一	取締役 昭和二六年七月一 常務取締役 昭和二七年五月一	監査 昭和二九年九月一 取締役 昭和二九年九月一	取締役 昭和二八年七月一 取締役 昭和二九年六月一	取締役 昭和二九年六月一	取締役 昭和二九年六月一	取締役 昭和二八年八月一 常務取締役 昭和二九年六月一
〃	〃	〃	〃	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條
技術者として年功により選任され、常務取締役は古河財閥解体後である。	職員より年功により選任され、短期である。	在任期間短く、その経歴より財閥関係役員とは認められず。	技術者として選任され、短期である。	職員より年功により選任され、短期である。	就任は個人的事情により野村財閥及び野村合名入事統制を受け、在任したものと認められる。	職員より年功により選任され、短期である。	非労働者として年功により選任され、若松工場長の業務に専念した。	帝国燃料の利益代表であり、非労働者であった。	技術者として年功により選任され、役員は名目的である。	職買より年功により選任され、役員は名目的である。	住友財閥及び本社解体後の就任である。

6.14 ← 6.14 送達

裏面白紙

申請書 番号	氏名	財源 名	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
321	徳万 秀三	日産 傍系	台湾化学工業 株式会社	取締役 昭二八五二〇 一八五二〇	第六 條	當該会社の実体なく役員は 名目的であつた
322	川上 嘉平	住友 直系	住友電気 製造所	取締役 昭二四〇〇 二五二〇	第六 條	執務事情並退職後の経歴か らみて財源役員と認められ たり
323	鈴木 時郎	大倉 直系	大倉鋳業 株式会社	取締役 昭二二八二六 二二一五	第六 條	大倉財閥解体後の就任であ る
324	増田 松栄	大倉 準直系	大成建設 株式会社	監査 昭二〇九三〇 二〇九二〇		職責より年功により選任さ れ短期である
325	原 一郎	大倉 傍系	内外通商 株式會社 滿洲大倉商事 株式會社	取締役 昭二七九一五 二七九一五	第七 條	職責より年功により選任さ れ滿洲大倉商事取締役の 目的であつた
326	浅野 定次	大倉 準直系	内外通商 株式會社	監査 昭二八七六五 二八七六五	第六 條	技術を買取小優遇的に選任 されたりある
327	吉武 一雄	大倉 傍系	大倉火災海上 保険株式會社	取締役 昭二四三二七 二四三二七	第七 條	日本郵船出身であり大倉財 閥の人事統制を受けたりつ たものと認められる
328	岡田 千里	三井 直系	三井精機工業 株式會社	取締役 昭二一〇八八 二一〇八八	第六 條	技術を買取小選任されたり ありある
	林 悌助			取締役 昭二一〇八八 二一〇八八		三井財閥及び本社、解体後 の就任である
	加藤 五一	三井 直系	三井造船 株式會社	取締役 昭二一五三八 二一五三八	第七 條	
	田中 繁松					
	大野 敏雄					
	大前 玉男					

めくれず

裏面白紙

申請書 番号	氏名	財源 及区分	會社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
347	平岩 準一			監査役 昭三〇・五三〇・ 二二〇・二二六		醫該会社の経営は住友化学 工業に委託され役員は名目 的である
346	金子 守也		住友機械工業 株式会社 住友アルミニウム 製錬株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二〇	第六條	就社及び職務の事情から財 源役員と認められ小倉の
345	目崎 憲司	住友 直系	日新化学工業 株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六		住友財源及び本社の解任後 の親任である
344	吉口 富雄	三井	三井精機工業 株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第六條	三井財源及び本社の人事統制 停止後認められたる
327	吉武 一雄	大倉 傍系	大倉火災海上 保険株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第七條	日本郵船出身であり大倉財 源の人事統制を受け兼ねた たも認められる
326	浅野 定次	大倉 傍系	内外通商 株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第六條	技術を買取小倉選任されたも 七
325	原 一郎	大倉 傍系	内外通商 株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第七條	職責より年功により選任さ れ小倉大倉商事取締役の名 目であった
324	増田 松栄	大倉 直系	大成建設 株式会社	監査役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六		職責より年功により選任さ れ短期である
323	鈴木 時郎	大倉 直系	大倉鋳業 株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第六條	大倉財源解任後の就任であ る
322	川上 嘉平	住友 直系	住友電気 製造所	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第六條	職務事情並退職後の経歴か らみて財源役員と認められ た
321	徳万 秀三	日産 傍系	台湾化学工業 株式会社	取締役 昭二〇・二二〇・ 二二〇・二二六	第六條	曾該会社の実体なく役員は 名目的であった

裏面白紙

368	367	366	365	364	363	362	361	360	359
二四二	三四一	四四	二四六	二四三	八〇六	八〇四	八〇五	七八〇	七八三
中村三男吉	河田重	岸本吉衛門	多田久三郎	瀨戸弥三次	尾山和勇	吉岡鉦太郎	天本淑朗	後藤敬義	原科恭一
浅野 傍系			浅野 傍系	浅野 傍系			古河 傍系		日産 傍系
日本鋼管 株式会社			日本鋼管 株式会社	日本鋼管 株式会社			横濱 鋼管製造 株式会社	日産重工業 株式会社	日産重工業 株式会社
取締役 昭和九、三、二二	取締役 昭和七、六、二六	監査役 昭和八、二、二九	取締役 昭和八、二、二六	取締役 昭和九、三、二二	取締役 昭和九、三、二二	取締役 昭和九、三、二二	取締役 昭和九、三、二二	取締役 昭和九、三、二二	取締役 昭和九、三、二二
	第七條		第七條						第六條
	大株主として、就任して、浅野財閥と関係は深い。	職責より年功により選任された。	技術者として年功により選任された。	浅野財閥解体後、就任である。	古河財閥解体後、就任である。	職責より年功により選任された。	職員より年功により選任された。	技術者として年功により選任された。	技術者として年功により選任された。

裏面白紙

398 397 396 395 394 393 392 391 390 389 388 387 386 385 384

申請書 受付番号	氏名	職名 及 該 期 間	申 請 項 目	判 定 事 由
一八五	永島 忠雄	監査役 昭二九四二〇	第七條	監査役は名目的であつた
二七二	松尾 文雄	監事 昭二八三二二	第六條	被合併高砂漁業の代表として 就任した
二七三	植木 伍鹿	〃	第六條	技術者として選任され短期 である
二七七	宮崎 勇	理事 昭二八四二一	第六條	技術者として選任され短期 財閉の人事統制を受けてい ない
二六六	伊藤 豊	取締役 昭二九五二	第六條	技術者として選任され短期 財閉の人事統制を受けてい ない
一四五	松本 克爾	取締役 昭二九八二	第七條	被合併十五銀行の代表とし て就任した
一四五	松元 次郎	監査役 昭二九八二	第七條	被合併十五銀行の代表とし て就任した
一四二	酒井杏之助	〃	〃	の代表として就任した
一四九	大坪俊次郎	取締役 昭二九八二	第七條	被合併十五又は第一銀行
八四	比嘉 良篤	常務取締役 昭二九四二六 昭二九四二六 昭二九四二六	第六條	職員より年功により選任さ れたもので職務の事情から 財閉役員と見認められ ない
一八四	有馬忠三郎	監査役 昭二九八二	〃	三菱財閉及本社の解体後の 就任である
一八三	村瀬謙次郎	取締役 昭二九四二八	第六條	被合併百銀行の代表とし て就任した
一八一	松村 均	取締役 昭二九四二八	第六條	被合併百銀行の代表とし て就任した

裏面白紙

409	408	407	406	405	404	403	402	401	400	399
一四五	一四六	七五五	三〇八	八七〇	八六九	一三三	一四五	一四四	一四三	一四八
田尾本政一	高橋 浩	荒木 彬	竹鶴 可文	栗原 寛	古賀 健太	金田 才平	入間野武雄	石河 幹武	小林 善剛	佐藤 善一郎
住友 係	住友 直系	住友 係	三井 直系	三井 係		三井 直系				三井 直系 三井 直系
滿洲通信機 株式会社	日本通信工業 株式会社	理研金屬 株式会社	北海道炭礦 汽船株式会社	北海道石炭 荷役株式会社		北海道炭礦 船株式会社				株式會社 三井銀行 株式會社 帝國銀行
監査 照三 九、六、三〇	監査 照三 九、一、二六	取締役社長 照三 二、二、二七	取締役 照三 八、二、二六	取締役 照三 七、二、二〇	取締役 照三 八、二、二九	監査 照三 九、二、二八	頭 照三 三、三、二八	取締役 照三 八、四、二二	取締役 照三 八、四、二二	取締役 照三 八、三、二一
	第六條	第六條					第六條		第七條	第六條
住友財閥及び本社、人事統 制廃止後就任し短期である、		技術者として住友本社の人 事廃止後選任し短期である、	職責より年功により選任し 現場業務に専任した			官吏出身にして非常勤職 役であり短期である、 技術者として年功により選 任し現場業務に専任した		被合併十五銀行の代表とし て就任した		職員より年功により選任し 丸女店長業務に専任した

裏面白紙

420	419	418	417	416	415	414	413	412	411	410
七三四	七三二	一六	一六	八四三	一四二七	一四二六	一四二五	一四二四	一四二三	一四二二
菅野秀次郎	平賀五郎	松島喜市郎	早野廣	賀集益藏	林田敏義	兼田時一郎	清水礼三	濑田三郎	中村能一	渡辺喜市
	住友系	住友系	住友系	住友系	住友系	住友系	住友系	住友系	住友系	住友系
	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社	住友本社
	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	取締役
第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條
住友本社清算のため選任されたものである	職員の年功により住友化工材の常務に選任され住友本社解体後その取締役となつた	日本鋼管職員より年功により選任されその経歴より財関係役員とは認められず	職員より年功により選任され短期である	新與人組の代表である	職員より年功により選任され支店長又は常務部長の業務に専任した	技術者として選任され役員会に殆んど出席しなかつた	職員より年功により選任され鎌倉浦に在任し役員会に出席しなかつた	三菱財閥解体後選任し短期である	職員より年功により選任され鶴見工場長に専任した	職員より年功により選任され

原本不明瞭

裏面白紙

423 422 421

計一廿二名

申請書 受付番号	氏名	財団法人 及以外	職名及 該當期間	申請 係項	判定事由
三七	西田直一郎				
三六	玉丸源次郎	大倉 進喜系	取締役 昭和四八年 二月二二日		技術者として年功により選 任され出張所支店長に専任 し役員会に選ん出陣したるに 職責より年功により選任さ れ在任中北京に在勤し役員 会に選ん出陣したるに
七四	土井 正治	住友 傍友系	監査役 昭和四八年 五月一日	第六 条	住友化学では職責より年功 により選任され日本化工材 別府化学は個人的事情によ り就任したものである
		住友 直友系	取締役 昭和四八年 五月一日		
		日本化工材 工業株式会社	監査役 昭和四八年 五月一日		
		住友化学工業 株式会社	取締役 昭和四八年 五月一日		
		別府化学工業 株式会社	監査役 昭和四八年 五月一日		
		大成建設 株式会社	取締役 昭和四八年 五月一日		

裏面白紙

138	137	136
浦野三朗	中川鉄四郎	鳥井清一
古河 津田系	古河 傍系	宇田 直系
朝日軽金属 株式会社	富士電機製 造株式会社	宇田生命保 険株式会社
取締役 昭和三九三三 〇三九三三 〇三九三三 〇三九三三	取締役 昭和四一六 〇四一六 〇四一六 〇四一六	取締役 昭和二二一 〇二二一 〇二二一 〇二二一
第六條	第七條	第六條
技術者ではあるが長年に亘り古河系三社の役員を兼ね業務の運営に参画したものと認めらる。	在任期間長くその経歴より古河系三社の人事統制を受けたと認めらる申請理由は不十分である。	在任期間長くその経歴より申請理由は不十分である。

73	72	53
戸田 濟	川崎 貞明	藤藤 常久
	宇田 直系	宇田 直系
	宇田生命保 険株式会社	宇田製 煉株式会社
取締役 昭和二八 〇二八 〇二八 〇二八	取締役 昭和二六 〇二六 〇二六 〇二六	取締役 昭和二六 〇二六 〇二六 〇二六
	第六條	第六條
経歴よりみて申請理由は不十分である。	在任期間長く経歴よりみて申請理由は不十分である。	常務として社務事情からみて申請理由は認めらる。

三不承認

裏面白紙

6.16 ← | → 6.19 倉送 49

53	52	51	50	49
一六〇 今泉 武夫	八六三 林 政次	一八八 八田 植雄	八元 井上 逸郎	三四〇 池上 章平
古河 傍系	日産 傍系	住友 直系	三井 直系	三井 直系
大日電線 株式会社	朝鮮日産化 工業株式会社	井華銀業 株式会社	三井不動産 株式会社	三井物産 株式会社
昭三三 昭三七 昭三二	昭一三 昭一六 昭一五	昭一七 昭一八 昭一九	昭一五 昭一六 昭一七	昭一八 昭一九 昭二〇
六七條	六七條	六條	六條	六條
在任期間長くその経アト リ申請理由は認められ ない	その経アトより日産財閥人 事統制を受けたものと認 められる	在任期間長く経アトより 申請理由は認められ ない	三井本社職務部長在職ク まゝ三井不動産東洋レ ジデンス役員に選任され その経アトより申請理由 は認められ ない	三井系五社役員に在任 しその経アトより申請理由 は認められ ない

裏面白紙

68

67

66

65

二七五	二七八	二七六	二七〇
植木憲吉	増井進	松田繁次	葛城忠男
日本水産株式会社	日本水産株式会社	日本水産株式会社	日産株式会社
取締役副社長 昭三三三 昭三三三	専務取締役 昭三三三	取締役 昭三三三	取締役 昭三三三
六條	六條	六條	六條

在任期間長く日産戦前の人事統制を受けられたと認められる。

64

63

62

61

八全	六六	一七三	二四五
中村氏一	飯島佐四	城文司	大村正孝
日産株式会社	日産株式会社	三菱重工業株式会社	日本鋼管株式会社
取締役 昭三五五	専務取締役 昭三五五	取締役 昭三五五	取締役 昭三五五
六條	六條	六條	七條

在任期間長く日産戦前の人事統制を受けられたと認められる。

判定事由
浅野造船役員より差入此の
任に認められ申請理由は認
在任期間長く三菱戦前及本
社の人事統制を受けられた

裏面白紙

74

73
6.17

72

71

70

69

九 丸山五男	一五 井原芳郎	一六 藤堂大蔵	二六 窪井重男	二七 林源太郎	二八 万代増次	申請者 受付者
住友 直系	安田 準直系	浅野 直系	日本水産 株式会社	共同漁業 株式会社	日本水産 株式会社	職名 及 該 期 間
住友 金属工業 株式会社	東洋汽船 株式会社	安田銀行 株式会社	共同漁業 株式会社	日本水産 株式会社	共同漁業 株式会社	職名 及 該 期 間
取締役 昭和三十八 年六月二日 薄務取締役 昭和三十八 年六月二日	取締役 昭和三十八 年六月二日	専務取締役 昭和三十八 年六月二日	取締役 昭和三十八 年六月二日	取締役 昭和三十八 年六月二日	取締役 昭和三十八 年六月二日	申請 事項
六 條	六 七 條	六 七 條	六 七 條	六 七 條	六 七 條	判 定 事 由
在任期間長クシテ 申請理由付不 合ナリ		在任期間長クシテ 申請理由付不 合ナリ	在任期間長ク日産 向カ人事統制受 付セシメ認メ ル			

裏面白紙

六月二十九日
大臣決定不承認

申請番号	氏名	職名	申請理由	判定事由
83 337	山本 勇助	三井化学工業株式会社 取締役	第六條	三井財閥及び本社の人事統制廢止後の就任である
81 335	石田 健	三井物産株式会社 取締役	第七條	
80 334	山川 良一	三井物産株式会社 取締役	第七條	
84 338	山田 義男	三井物産株式会社 取締役	第七條	
85 339	長谷川 敏雄	三井物産株式会社 取締役	第七條	
86 340	河原崎 繁太郎	三井物産株式会社 取締役	第六條	太平洋炭鉱は技術者として選任されたもので短期である。山田は財閥人事統制廢止後の就任である
87 341	杉山 三郎	三井物産株式会社 取締役	第七條	
88 342	中山 誠壽	三井物産株式会社 取締役	第七條	三井財閥及び本社の人事統制廢止後の就任である
89 343	大谷 津吉	三井物産株式会社 取締役	第七條	

裏面白紙

第八條関係(留任・就任申請)

承認

申請書 交付番号	氏名	職名 及区分	会社名	申請職名	申請 項目	承認期間	判定 事由
24	永松利熊	日産 傍系	日産火災海上 保険株式会社	社長 (留任)	八條 一項	六月二日 迄	当該会社の再建整理 備上已むを得ざるを以 て認めらる
25	川瀬俊男	三菱 傍系	株式会社 江崎川工業所	社長 (留任)	八條 二項	十月三十一日 迄	

二名
承認
〇名
合計二名

裏面白紙

財審報第一六号

昭和二十三年六月十二日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の六月七日、八日審査決定一番決第千六号一を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

受 26.16 付

94

裏面白紙

審決第十六号

第六七條関係(個人申請)

勸業関係役員審査委員会
 昭和二十三年六月十八日決
 昭和二十三年六月十二日總理大臣裁

承認

申請書 氏名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
一 伊庭謙造	取締役 昭和二十二年六月十一日	第六條	短期であり執務の事情からみて財閥役員とは認められない
二 岸 亨	住友電氣工業 株式会社 取締役 昭和二十二年六月十一日	第六條	職責が年功により選任され たもので執務の状況から財閥 役員と認められない
三 山田進一	大倉 株式會社 取締役 昭和二十二年六月十一日	第六條	中国通としての経験を買はれ 選任され執務の状況から財閥 役員と認められない昭和二十二年

428

一六 山田 胖	住友 株式會社 取締役 昭和二十二年六月十一日	第七條	十一月以降は病氣療養のため 實上の在任期間が短かいため 技術を買はれ選任され短期に ある
一四 岡部 三郎	小倉 株式會社 取締役 昭和二十二年六月十一日	第六條	技術を買はれ選任され経歴 及公執務の状況から財閥役員 と認められない

計五名

承認

78

二 中村 文夫	住友 株式會社 取締役 昭和二十二年六月十一日	第六條	在任期間長、常務社長、経 歴からみて申請理由は認めら れない
---------	----------------------------------	-----	--------------------------------------

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
七三三	生野章作	取締役 昭和五 二二 三六	第六條	在任期間長くその経歴からみ て往友財閥及が本社の人事統 制を受けたものと認められる
住友 直系	住友別子銅山 株式会社	監査役 昭和五 二二 三六		
住友 傍系	扶桑海上火災 保険株式会社	常務取締役 昭和六 六 一 一七 九		
住友 傍系	日本パイプ製 造株式会社			

計二名

合計七名

第八條関係(留就任申請)

一承認

申請書 受付番号	氏名	職名及 該當期間	承認期間	判定事由
二八	高島基江	三井 三池合成工業 株式会社	十月 三十一日迄	當該会社の整理乃至復興 上他に適任者なく余人を 以て代へ難いものと認め られる
二七	倉持正次郎	浅野 從務 三池合成工業 株式会社	十月 三十一日迄	
二六	若上淳一	浅野 從務 三池合成工業 株式会社	八月三十日 迄	

計三名

二不承認

〇名

合計三名

財審報第一七号

昭和二十二年六月二十一日

財審関係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の六月十四、十五日審査決定第一号を別紙の

通り報告す。

右御決裁を願いたい。

6.23 97

裏面白紙

審決第七号

第六七條関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員会
 昭和二十三年六月二十五日決 定
 昭和二十三年六月三十一日總理大臣決裁

承認

申請書 番号	氏名	職名 及区分	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
334	一三 浅田 平藏	住友 直系	住友アルミニウム 製錬株式会社	取締役 昭九、六、三〇 昭一〇、六、三〇	第六條	浅田化学の利益代表として選 任された。
335	一四 浅田 麟藏	〃	〃	監査 昭一〇、七、一 昭一一、七、一	〃	職員より年功により選任され 短期であり且つ病氣のため殆 んど執務しなかつた。
336	四三三 牧野龜治郎	三菱 直系	明治生命保険 株式会社	常務取締役 昭二〇、六、一〇 昭二一、六、一〇	〃	職員より年功により選任され 代表権を有しなかつた。
337	七六六 中田友治郎	三井 傍系	東洋護謨化学 工業株式会社	取締役 昭二〇、五、一八 昭二一、五、一八	第七條	職員より年功により選任され 代表権を有しなかつた。
338	四一 山口 義雄	三井 傍系	東洋護謨化学 工業株式会社	取締役 昭二〇、九、二二 昭二一、九、二二	第七條	技術者として選任され短期で ある。
339	三九八 高橋 勉治	〃	大東紡績 株式会社	取締役 昭二〇、九、二五 昭二一、九、二五	〃	東洋モスリン利益代表として 選任され短期である。
340	三九九 伊藤 廉三	〃	〃	常務取締役 昭二〇、五、一七 昭二一、五、一七	〃	職員より「アソシエイトオイル社 との連絡上選任され常務就任 は三菱財閥の解体後である。
341	三九〇 船橋 栄	〃	〃	取締役 昭二〇、七、二六 昭二一、七、二六	〃	〃
342	四二四 竹内 俊一	三菱 直系	三菱石油 株式会社	常務取締役 昭二〇、二、二七 昭二一、二、二七	第六條	〃

裏面白紙

446	445	444	443	442	441	440	439	438	437
八六六	八六六	八三三	四四〇	四三九	四四一	四三八	四三七	四三六	四三五
末松 鳳平	東西 清	山賀 源三	逸見 知久	石黒 大吉	甲子 正次	湯本 良治	桑田 実	辻 市造	杉山 寅三郎
直系	日産系	日産系	"	"	"	"	"	"	三井系
日産化学工業株式会社	日本鋳業株式会社	日産化学工業株式会社	"	"	"	"	"	"	湯浅蓄電池製造株式会社
取締役 昭三 三一九 昭三 三二一 昭三 三三三	取締役 昭三 三三三	取締役 昭三 三三三	監査役 昭三 三三三	監査役 昭三 三三三	監査役 昭三 三三三	監査役 昭三 三三三	取締役 昭三 三三三	取締役 昭三 三三三	常務取締役 昭三 三三三
"	"	第六條	"	"	"	"	第七條	第六條	第六條
大日本人造肥料出身者にして 技術部門に専任し財閥役員と 認められぬ	大日本人造肥料出身者にして 工場長として技術部門に専念 し執務の状況から財閥役員と 認められぬ	大日本人造肥料出身者にして 工場長として技術部門に専念 し執務の状況から財閥役員と 認められぬ	株主たる前田側の利益代表と して選任された	株主たる前田側の利益代表と して選任された	株主たる前田側の利益代表と して選任された	株主たる前田側の利益代表と して選任された	當該会社の性格よりして三井 財閥及本社の人事統制がなか つたものと認められる	當該会社の性格よりして三井 財閥及本社の人事統制がなか つたものと認められる	當該会社の性格よりして三井 財閥及本社の人事統制がなか つたものと認められる

裏面白紙

455 四六八	454 四六六	453 四二五	452 四〇八		
松崎 勇	中馬 進	檜垣 文市	黒部 貞雄		
		安田 直系	日産 傍系	日産 直系	日産 傍系
	東洋汽船 株式会社	安田火災海上 保険株式会社	台湾化学工業 株式会社	朝鮮日産化学 工業株式会社	日産化学工業 株式会社
取締役 昭一五、二二	常務取締役 昭一五、二九	取締役 昭一五、二二	監査役 昭一五、二二	監査役 昭一五、二二	取締役 昭一五、二二
		第六條	第六條		
安田財閥出資前の東洋汽船技 術者として選任され財閥役員 とは認められず		職員より年功により選任され 執務の状況から財閥役員と認 められず、 三井財閥の利益代表として就 任した。		就任事情及び職務執行状況よ り財閥役員とは認められず	

451 四〇	450 四〇九	449 四一	448 四三	447 六六	申請書 受付番号
大橋 喜久三	松尾 政文	山際 太郎	澤田 喜太郎	小島 哲治	氏名
				日産 直系	財閥名 及区分
				日産化学工業 株式会社	会社名
取締役 昭一五、二二	取締役 昭一五、二二	取締役 昭一五、二二	取締役 昭一五、二二	取締役 昭一五、二二	職名及 該當期間
				第六條	申請 條項
技術者として年功により選任 され短期である。		職員より年功により選任され 短期である。		大日本人造肥料出身者にして 年功により選任され執務状況 から財閥役員と認められず	
判定事由					

計三七名

不承認

合計三七名

第八條關係 (留任・就任申請)

承認

31	30	29	申請書 氏名	野村 及区分	申請職名	申請 事項	承認期間	判定事由
四八五	四八	四六	樋口 實	三菱 株式會社	常務取締役 (留任)	第一項	七月 六日迄	
			高井 義一	岡野ハルブ製 造株式會社	取締役副社長 (留任)	第二項	七月二十日迄	
			田中 誠吉	日産農林工業 株式會社	取締役社長 (留任)	第三項	九月三十日迄	當該社の再建整備 上他に適任者なく余

32

33

四九五	四九	野村	東京生命保險 相互會社	取締役社長 (留任)	第二項	九月 三十日迄	入さ以上代へ難いも の上認められる
五〇七	伊藤 幸雄	日産 株式會社	専務取締役 (留任)	第一項	七月 六日迄		

計五名

不承認

合計五名

裏面白紙

昭和三十二年六月二十四日
財審報第一八号

昭和三十二年六月二十四日

財審関係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件
本委員会の六月二十二日審査決定（審決第一八号）を別紙の
通り報告する。
右御決裁を願いたい。

受
20.6.26
付

裏面白紙

審決一八号

第六七條関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年六月二十二日決定
昭和二十三年六月二十四日總理大臣決定

承認

申請書 交付番号	氏名	職名 及 該職期間	申請 條項	判定事由
456	赤木 栄	取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第七條	三井財閥及本社の人事統制 廃止後兼任し短期である
457	袖山喜久雄	取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第七條	三井財閥及本社の人事統制 廃止後兼任し短期である
458	原 義雄	取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第七條	東洋レiyonでは三井財閥及 本社の人事統制廃止後兼任 され朝鮮レiyonの役員は各 目的でつづいた 技術を買はれ専功により選任 され技術部門に専任した
459	種村功太郎	取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第七條	東洋レiyonでは三井財閥及 本社の人事統制廃止後兼任 され朝鮮レiyonの役員は各 目的でつづいた 技術を買はれ専功により選任 され技術部門に専任した
460	松井 俊次	取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第六條	當該会社の業績なく役員に 名目的であつた
461	岡田 省胤	監査役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第六條	停年以後 名譽的に選任され た
462	中野 秀雄	取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第六條	職員より専功により選任され 専務の役はその実がなかつた
463	高橋 次郎	専務取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第七條	専野財閥の人事統制を受けてな かつたものと認められる
464	渡辺 博史	専務取締役 昭和二十二年八月 昭和二十三年八月	第七條	専野財閥の人事統制を受けてな かつたものと認められる

裏面白紙

申請書 受付番号	氏名	職内名 及区分	会社名	職名及 該当期間	申請 事項	判定 事由
474	五五 瀧本 浩	住友 傍系	朝日金屈精 工株式会社	専務取締役 昭三、八二六 三、一、一七	六三條	住友財閥及本社の解体後就 任し短期である。
475	五四 舟尾 正道	〃	〃	取締役 昭六、三三三 三、一、一四	〃	技術を買入れ、選任され技 術部門に専任した。
476	五四 武石 雄三	〃	〃	取締役 昭六、六三三 三、一、二二	〃	在任期間短く財閥関係役 員と認められぬ。
477	五三 三宅 省郎	〃	〃	監査役 昭七、七二八 三、一、九二	〃	就任事情及び執務の事情は 財閥関係役員とは認めら れぬ。
478	五二 由井 敏	〃	〃	監査役 昭三、六三三 三、一、二二	〃	

479	480
五三 菊地 潤三	五九 伊東 昇三
日産 準直系	三菱 準直系
日本造船 株式会社	大日本機械 工業株式会社
取締役 昭三、九二二	取締役 昭三、九二二
六三條	六三條
技術を買入れ、選任され且 短期である。	選任は三菱側は無関係で ある。

計 二五名
不承認

90
五四 高木 守吉
三井 直系
東洋レヨン 株式会社
取締役 昭三、三二二
六三條
在任期間長く、全く見て 取れない役員と認められる。

裏面白紙

91	申請書 交付番号	氏名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
	四三	藤川 博	職務取締役 昭和二十三年三月 三、三、三	六條	在任期間長く至るよりみて 裁断関係役員と認められる
		古河 帝 準募集 隆 株式会 命保 社 社			

計三名
合計二七名

一承認が八條関係(留任、就任、申請)

36	申請書 交付番号	氏名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
	五三	川合 菊子	社長	十有三十日迄	当該会社の復興整理に余人 を以て代へ難いものと認められる
		三井 日本不銹 鋼株式会 社 社 長			
35	申請書 交付番号	氏名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
	五八	古村 誠一	取締役	十有十五日迄	事務整理期間として認めらる
		三菱 鋼業 株式会 社 社 長			
34	申請書 交付番号	氏名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
	五七	前川 清	社長	十有三十日迄	唯一の技術員として余人を以て代へ 難いものと認められる
		三井 日本製鋼所 株式会 社 社 長			

計三名
二不承認
〇名
合計三名

裏面白紙

財審報第一九号

二八三

昭和二十三年七月五日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

不取

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の六月二八、二十九日審査決定（審決第一九号）を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

受
23.7.8
付

108

裏面白紙

審決第一九号

第六七條關係(個人申請)

財團關係役員審査委員会
昭和二十三年六月二十八日決定
昭和二十三年七月五日總理大臣決裁

一承認

申請番号	氏名	職名及 該項期間	申請 條項	判定事由
481	林 甚之丞	日本鋼管企業 株式会社 社長 昭和二十三年三月三十一日	第七條	就任事情及び職務の實情より 財團關係役員として認めら れず。
482	中村 定吉	扶桑金屬工業 株式会社 取締役 昭和二十三年五月十六日	第六條	關東特殊製鋼の監査役は名 目的より扶桑金屬への取 任は任友財團關係役員である 事。
483	八木 寅一	關東特殊製鋼 株式会社 取締役 昭和二十三年五月二十八日	第六條	技術者として年功により実 務的に選任された。

申請番号	氏名	職名及 該項期間	申請 條項	判定事由
484	後藤 猛	關東特殊製鋼 株式会社 取締役 昭和二十三年五月二十七日	第六條	技術者として年功により実 務的に選任された。
485	野村 木一	東洋高圧工業 株式会社 取締役 昭和二十三年五月二十四日	第六條	三井財團及び本社的人事統 制終了後就任し短期である。
486	渡辺 和氣			
487	阿部 喜市			
488	大井和 三郎			
489	小島 義方			
490	石毛 郁彦			

裏面白紙

513	512	511	510	509	508	507	506	505	504	503	502	
四五七	四五五	四五三	一四五	五三一	五二二	四八四	四八三	四八二	四五二	四九四	五〇六	申請書 受審番号
永瀧松之輔	後藤 一藏	渡部喜多舛	佐治 八郎	田畑 新	小西喜兵衛	荒木光太郎	渡辺 軍六	池田 謙藏	中澤 栄一	印東 善三	菱沼 勇	氏名
三井 逦直系	三井 傍系	三井 逦直系	安田 傍系	安田 逦直系	日産 逦直系			三菱 逦直系			三井 逦直系	財閥名 及区分
東亜合成化学 工業株式会社	電気化学工業 株式会社	東亜合成化学工業 株式会社	帝國航空工業 株式会社	帝國織維 株式会社	日産重工業 株式会社			三菱信託 株式会社		金石鉱山 株式会社	日本人造石油 株式会社	會社名
常務取締役 昭和一九二五 一九二六 一九二七	監査役 昭和一九二六 一九二七	取締役 昭和一九二七 一九二八 一九二九	専務取締役 昭和一九二九	取締役 昭和一九二五 一九二六 一九二七	取締役 昭和一九二七	監査役 昭和一九二五 一九二六 一九二七	取締役 昭和一九二九	取締役 昭和一九二九	取締役 昭和一九二九	常務取締役 昭和一九二七 一九二八 一九二九	取締役社長 昭和一九二八 一九二九	職名及 該職期間
第六條	第七條	第六條	第六條	第七條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	申請 條項
被合併矢作工業側代表とし て選任された	被合併昭和曹達側代表とし て選任された	被合併昭和曹達側代表とし て選任された	被合併太陽レヨン側代表 として選任された	日産財閥解体後選任された	古河以外、大株主代表とし て選任された	三菱財閥及本社の人事統 制解消後選任され短期であ る	三菱財閥及本社の人事統 制廃止後選任され短期であ る	被併者として選任され短期 である	三菱財閥及本社の人事統 制廃止後選任され短期であ る	三菱財閥及本社の人事統 制廃止後選任され短期であ る	三菱財閥及本社の人事統 制廃止後選任され短期であ る	判定事由

裏面白紙

522	521	520	519	518	517	516	515	514
四八八	四三七	四九六	四六一	四五九	四六五	四六四	四六二	四五八
中村 益嗣	菅谷 重平	吉村 清治	海東 要造	飯田 正英	遠藤伊三次	成瀬 正忠	久留島通彦	津崎 勤
浅野 係	浅野 直系	浅野 直系	浅野 直系	浅野 直系	浅野 直系	浅野 直系	浅野 直系	浅野 直系
小倉築港産業 株式会社	小倉製鋼 株式会社	理研金屬 株式会社	日本ハイテ製造 株式会社	関東特殊製鋼 株式会社				東亜合成化学 工業株式会社
取締役 昭二 九二二	専務取締役 昭二 九二二	監査役 昭二 九二二	取締役 昭二 九二二	取締役 昭二 九二二	取締役 昭二 九二二	取締役 昭二 九二二	取締役 昭二 九二二	監査役 昭二 九二二
第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條	第六條
小倉製鋼役員は執務の事情より財閥関係役員とは認められず、小倉築港産業役員は名目的であった。	その経歴及び執務の事情より財閥関係役員とは認められない。	みづ財閥関係役員とは認められない。	曾該会社の非独立的外工場的性格及び執務の事情より	被合併昭和曹達倒代表として選任された。	被合併昭和曹達倒代表として選任された。	被合併昭和曹達倒代表として選任された。	被合併昭和曹達倒代表として選任された。	被合併昭和曹達倒代表として選任された。

裏面白紙

裏面白紙

92	四七	末兼 要	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系

不承認 計四五名

92	四八	立花 博孝	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系
			安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系	安田 直系

計三名
合計四七名

一承認
第八條關係(留任就任申請)

氏名	職名	申請期限	判定事由
三三八 八田 權雄	佐友 直系	九月三十日迄	<p>当該会社の増産準備上、社長兼気中にてこれを代理する余人在きものと認められる。</p> <p>当該会社の再建整備上、他に適任者なく余人を以て代へ難いものと認められる。</p>
三五七 笑浦 多一	日産 直系	十月三十日迄	
三五八 増井 進	日本水産 株式会社	十二月三十日迄	

計三名
二不承認
合計三名

裏面白紙

財審報第二〇号

昭和二十三年七月十二日

財源關係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣總理大臣 芦田

均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月五、六日審査決定（審決第二〇号）を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

受
23.7.22
付

115

裏面白紙

審決第二〇号

第六七條関係(個人申請)

一承認

財閥関係役員審査委員会
昭和三十三年七月五日決定
昭和三十三年七月十二日總理大臣決裁

申請書 交付番号	氏名	財閥 関係	會社名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
526	五六 中谷 芳邦	三 菱 係	日本穀産 株式会社	専務取締役 昭三三 昭三三 昭三八 昭二二	第六條	その就任事情より財閥関係役員とは認められず。
527	四五二 吉村 三甫 九	三 井 準直系	東亜合成化学 工業株式会社	常務取締役 昭二九 昭二七 昭二二 昭二二	〃	
528	四五四 平井 外秀	〃	〃	取締役 昭二九 昭二七 昭二二	〃	
529	四五六 竹内 勝太	〃	〃	常務取締役 昭二九 昭二七 昭二二	〃	
530	四六〇 伊勢美代次	〃	〃	取締役 昭二九 昭二七 昭二二	第六條	
531	四六三 野仲 伊熊	〃	〃	〃	第七條	
532	四三三 佐藤 棟造	三 菱 係	釧路埠頭倉庫 株式会社	常務取締役 昭二九 昭二七 昭二二 昭二二	第六條	就任事情及び職務の実情より財閥関係役員とは認められず。
533	五〇八 柴崎繁次郎	三 井 準直系	三洋油脂 株式会社	専務取締役 昭二九 昭二七 昭二二 昭二二	第六條	

裏面白紙

540

539

538

537

536

535

534

五三五	四四八	四四九	四五〇	四四七	四四七	二〇	五〇九
萩原 英雄	藤野 博	松本 五夫	岩地 長太郎	小林 末	石川 清	小坂田 禮藏	
古河系	日産系	日産系	古河系	日産系	佐友系	三井系	三井系
朝日軽金属株式会社	日産土木株式会社		日本軽金属株式会社	日産土木株式会社	宇宅電機株式会社	三井物産株式会社	東洋レコーン株式会社
取締役 昭和二〇年六月二	取締役 昭和二〇年六月二	取締役 昭和二〇年六月二	専務取締役 昭和二〇年六月二	取締役 昭和二〇年六月二	取締役 昭和二〇年六月二	取締役 昭和二〇年六月二	取締役 昭和二〇年六月二
職員より年功により選任され その経歴及び執務の状況から 財閥関係役員と認められない					新任事情及び執務の実情より 財閥関係役員とは認められない	技術を買われ選任され技術部 長に専任した	

裏面白紙

550	549	548	547	546	545	544	543	542	541
五二六	四三三	四三〇	四三一	四九	三七五	三七〇	三七一	三六九	三六八
山田 晃	青木 吉光	高松 誠	濑谷 壽光	太田 太	曾島 信一	今井 了	下村 良明	眞鍋 五郎	田川 重三郎
			住友 傍系	住友 傍系					日産 直系
大阪金属工業 株式会社			日本パイプ 製造株式会社	日本パイプ 製造株式会社					日産 直系
代表取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	専務取締役 昭三九二一 二二二一〇 取締役社長 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇	取締役 昭三九二一 二二二一〇
第六 條	第六 條	第六 條	第六 條	第六 條	第六 條				第七 條
当社の前身たる合資会社大阪 金属工業所の創設者として住 友関係差生前より当社の経営 を主宰して来た。	技術者として選任され技術部 門に専任し役員会にも殆んど 出席してない。	社仕事情よりみて住友系に財 閥関係役員とは認められず、財 短期である。	職員より年功により選任され 短期である。	就任事情及びその経歴より財 閥関係役員とは認められず、財				日産財閥解体後の就任である。	

裏面白紙

四六九 吉田初次郎							
三井 傍系		三井 直系			三井 直系		
大東紡績株式会社	小野田セメント株式会社	日本製粉株式会社	東洋棉花株式会社	東洋レーヨン株式会社	三井物産株式会社	東洋高压工業株式会社	
取締役社長 昭三〇、三二、一 二二、〇、八	取締役 昭三〇、九、二一	取締役 昭三〇、八、四一	取締役 昭三五、六、一	取締役 昭三五、六、一	取締役 昭三二、一、二一	監査役 昭三五、五、八	専務取締役 昭八、一、二一 昭八、一、二一
第六條							
三井系大社に長期に亘り在任し申請理由は不充分である。							

四七三 近藤 鉄次	氏名	職名及該當期間	申請項目	判定事由
三井 傍系		電氣化学工業株式会社 常務取締役 昭三二、一、二一 昭三二、一、二一	第六條	在任期間が長く特に電氣化学

三不承認
計二十七名

五五五 岡村 一夫	氏名	職名及該當期間	申請項目	判定事由
		大阪金屬工業株式会社 取締役 昭二九、三、二一 昭二九、三、二一	第六條	山田社長が選任によるもので住友関係は在り

裏面白紙

五三六	磯部 愉一郎	古河 準直系	旭電化工業 株式会社	取締役 昭和十八年六月 任	昭和十八年六月 任	在任期間が長く特に旭電化の専務社長に長期間在任しているが、外はC項会社に在任し申請理由は認められぬ。
一四三	曾長 平作	日産 株式會社	日産 株式會社	取締役 昭和十八年六月 任	昭和十八年六月 任	在任期間が長く日産土木で最高代表役員として一切の経営を専任せしめ且つABC二社役員とも兼事申請理由は認められぬ。

計四名

合計三名

第八條關係(留任・就任申請)

五三四	稻垣 平太郎	古河 傍系	横濱製鋼 株式会社	取締役 昭和十八年六月 任	昭和十八年六月 任	判定事由 當該会社の再建整備上余人を以て代へ難いものと認められず。
五三三	今泉 武夫	古河 傍系	大日留線 株式会社	専務 昭和十八年六月 任	昭和十八年六月 任	
五三二	井上 逸郎	三井 直系	三井不動産 株式会社	取締役 昭和十八年六月 任	昭和十八年六月 任	
五四〇	將 文夫	日本 傍系	日本板硝子 株式会社	取締役 昭和十八年六月 任	昭和十八年六月 任	

計四名

裏面白紙

3

不承認

申請書 受理番号	氏名	申請職名	申請 条件	判定事由
五三七 樋口 実		三 及区分 職名	三 八條 項	申請理由は不充分である
三 系		三 地所 株式 会社		
		申請職名		
		三 三 項		

合計五名
計一名

裏面白紙

(2)

財審報第二十一号

昭和二十三年七月十七日

財閥關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月十三日審査決定一審決第二十一号一を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

受
22.7.22
付

裏面白紙

審決第二十二号

第八條關係(留任就任申請)

財團關係役員審査委員会
昭和二十三年七月十三日決
昭和二十三年七月 日總理事務課

承認

申請書 受付番号	氏名	職名	申請 係項	承認期間	判定事由
五三九	植木 憲吉	日産 從屬	合同興業 株式會社 社長	十二月 三十一日迄	留該會社の重要性並び に本人の地位職務内容 等から余人を以て代へ 難いものと認められる
五三八	林 準二	〃	日本冷蔵 株式會社 〃	十一月 三十日迄	
五三一	浦野 三朝	古河 傍系	関東電化工業 株式會社 〃	〃	
五三九	明石 壽夫	三井 直系	三井化学工業 株式會社 取締役	八月三十日 迄	
五三〇	大村 正篤	浅野 關係	株式會社 昭栄機軸製作所 社長	十月三十日 迄	

51	50	49
五四三	五四四	五四二
生野 章作	丸山 五男	遠藤 常久
住友 直系	從屬 住友	安田 直系
株式會社 住友本社	中央電氣工業 株式會社	安田興業 株式會社
監査役	〃	社長
八條 四項	〃	八條 二項
昭和二十四年 三月三十一日迄	十月三十日 迄	九月三十日 迄
留該會社の清算上必要 と認められる		

計八名

承認

〇名

合計八名

裏面白紙

財審報第二十二号

昭和二十三年七月十七日

財閥關係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣總理大臣 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月十三日審査決定一審決第一号を別紙の通り報告する。

右御決裁を願いたい。

23.7.22 付

裏面白紙

三二四

財審報第二十四号

昭和二十三年七月二十一日

財審關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣總理大臣 芦田均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月十九日審査決定（兼決第二号）を別紙の通り報告す。

右御決裁を願ひたい。

23.7.22 付

126

裏面白紙

差戻審決 第二号

第六七條關係(個人申請)

財関關係役員審査委員會
昭和二十三年七月十九日決 定
昭和二十三年七月二十一日總理全議裁

一承認

再審査 受付番号	氏名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
	井本 忠祐	三井 基隆炭鋳 株式會社 常務取締役 昭九、二二、三 二五、三三。	第三 條	三井鋳山正式に退任後藤氏との 個人的緣故關係より基隆炭鋳の役 員に就任し在任中は鋳業所長とし て現場業務に専念し當該會社が運 営には関与しなかつたことが判明 した。
	伊藤 幸雄	日産 株式會社 取締役 昭一六、五、二八 昭一七、二、二二 昭二〇、一、二六 昭二二、二、二七 昭二二、二、二六		同社に独裁下にあつたこと本人 は種太汽船に永年勤続し日産汽船 役員は右社長の選任によること並 かに兼任子会社の役員は何れも非 常勤であり名目的であつたことが 認められた。

計三名

二不承認

一名

合計三名

裏面白紙

財審報第二十五号

昭和二十三年七月二十八日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次

内閣總理大臣 菅野 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月二十六日審査決定一審決第二十五号を別紙の通り報告する。
右御決裁を願いたい。



128

裏面白紙

審決才二十三号

才六ノ條関係(個人申請)

取内関係役員審査委員会
昭和二十三年七月二十六日 決定
昭和二十三年七月二十八日 総理事任決定

一承認

申請書 受付番号	氏名	取内 及区分	会社名	職名 及 職務 取内 期間	申請 事項	判定 事由
五五一	河内通祐	三井 傍系	小野田セメント株式会社	取締役 昭和二十二年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日	七條	当該会社ノ推挙並ニ公任 任及公事務ノ実情より取内 関係役員と認めらるハ
五四五	徳根 吉郎	浅野 準直系	日本セメント株式会社	取締役 昭和二十二年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日	六條	技術を買はれて登任され 技術部門に専念して

計 二名

二不承認

合計 二名

才八條関係(留任 就任申請)
一承認

申請書 受付番号	氏名	取内 及区分	会社名	職名 及 職務 取内 期間	申請 事項	承認 期間	判定 事由
五五三	西村啓造	古河 準直系	古河電気工業株式会社	取締役 昭和二十二年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日	八條	十月三十一日 まで 当該会社ノ再建整備上 余人を以て代へ難いものと 認めらる	

計 一名

二不承認

合計 二名

申請書 受付番号	氏名	取内 及区分	会社名	職名 及 職務 取内 期間	申請 事項	判定 事由
五五四	加藤正清	三菱 直系	株式会社 三菱本社	監査役 昭和二十二年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日 昭和二十三年一月二十五日	八條 四項	他に監査役たり申請理由は 不充足である

計 一名

二不承認

裏面白紙

三二二

財審報第二十二号

昭和二十三年七月二十一日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月十九日審査決定（審決第二十二号）を別紙の通り報告する。
右御決裁を願いたい。

23.7.27

1307

裏面白紙

審決才二十三号
 才八條関係(留任、就任申請)
 昭和三十二年七月十九日 決定
 昭和三十二年七月二十一日 総理大臣 決裁

一承認

申請書 交付番号	氏名	既商名 及び分	会社名	申請 職名	申請 事項	承認 期間	判定 事由
52	藤川 博	古河 硝子系	朝日生命保 険相互会社	常務 取締役	八條 二項	八月 三十日	当該会社の再建整備の上至理担ぎとし て余人も以て代へ難いものと認められる
53	山川 良一	三井 直系	三井鉱山 株式会社	社長	〃	十月 三十日	当該会社の内滑り運送用口民 至清復讐至重なり関係ありと認め られ傍々 会社の再建整備上申 請人等は余人も以て代へ難いもの と認められる
54	石田 健	〃	〃	常務 取締役	〃	〃	〃
55	佐藤 久良	〃	〃	〃	〃	〃	〃
56	藤堂 久蔵	浅野 從厚	日之出汽船 株式会社	取締役 社長	〃	十月 三十日	当該会社の整備運送用上余人も 以て代へ難いものと認められる

計五名
 承認
 合計五名

裏面白紙

財審報第二十六号

昭和二十三年七月二十八日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次

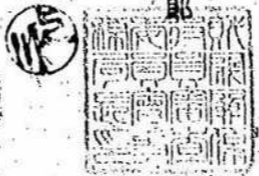
内閣総理大臣 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の七月二十六日審査決定(差戻)第一審決第三号一を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。



22.7.30 付

裏面白紙

差戻審決才三号

廿六、七條関係(個人申請)

承認

財商関係役員審査委員会
昭和二十三年七月二十六日決定
昭和二十三年七月二十六日総理大臣決裁

再審査 受付番号	氏名	財商 区分	会社名	職名 及任期	申請 条項	判定 事由
三	滝沢全藏	直系 富士産業系	富士産業系 株式会社	取締役 昭和二十三年六月二日	三十三條	再審査委員参加の上表 決の沃果前審の不承認 を取消すにヒツカフ
二	通日 実	直系 三菱	三菱地所 株式会社	常務取締役 昭和二十三年六月八日	〃	

計三名
承認三名
不承認三名
合計三名

裏面白紙

シカク

財審報第二十七号

昭和二十三年八月十七日

財関関係役員審査委員会事務局

局長 都村 新次

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

委員会の八月十六日審査決定一審決第二十四号一を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。



134

裏面白紙

審決中二十四号

才六、七條関係(個人申請)

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年八月十六日決定
昭和二十三年八月七日總理大臣決裁

一承認

申請書 受付番号	氏名	財閥名 及び分	会社名	職名及 該當期間	申請 條項	判定事由
五五五	嶋谷俊郎	三井 直系	三井船舶 株式会社	取締役 昭一八、二〇、二六 〇二〇、〇一、一八 昭二〇、二二、二九 〇二一、〇、一八 監査役	六條	被合併嶋谷汽船の 株主代表として職務 任じたものである。

計一名
二不承認
〇名

合計一名

才八條関係(留任、就任関係)

一承認

申請書 受付番号	氏名	財閥名 及び分	会社名	申請 職名	申請 條項	承認期間	判定事由
五五六	田村駒治郎	安田 系	帝國航空機工 業株式会社	取締役 社長	八條 二項	九月三十日迄	當該会社の再建整備上 或は國民經濟復興綱上の 重要性並に本人の當 該会社に於ける地位より 留任を必要と認められる
五五七	吉田初次郎	三井 系	大東紡織 株式会社	〃	〃	十月三十日迄	
五五八	宮長平作	日産 系	日産土木 株式会社	〃	〃	十月三十日迄	
五五九	近藤鏡次	三井 系	電気化学工業 株式会社	〃	〃	十月三十日迄	

計四名
二不承認
〇名

合計四名

裏面白紙

三六。

財審報第二十八号

昭和二十三年八月十七日

財閣關係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣總理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の八月十六日審査決定一審決第四号(を別紙の
通り報告する。
右御決裁を願いたい。

受
23.8.18
付

136

裏面白紙

差戻審決 第四号

第六七條関係(個人申請)

一承認

財閥関係役員審査委員会
昭和二十三年八月十六日 決
昭和二十三年八月十七日 總理大臣決裁

氏名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
永松 利雄	取締役社長 昭和二十二年六月二七 昭和二十二年六月二四 昭和二十二年六月二四	第三 條	元興銀總裁能城重太郎氏との個人関係に基く推薦により就任したもつて日産財閥の承認により就任したものでありし認められる。尚本人の就任は終戦直前であり重工業事務は正加つた且本人は上席に神谷社長が専ら業務は同会長。決裁の下に行はれた

氏名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
石川 盛次	取締役社長 昭和二十二年六月二七 昭和二十二年六月二四 昭和二十二年六月二四	第三 條	江戸川業所は三菱製紙の外工場的な性格を有し役員として、待遇も製紙の工場長並でもあり事實上業務としての権限を行使してはなかつたことガ判明した
川瀬 俊男	取締役社長 昭和二十二年六月二七 昭和二十二年六月二四 昭和二十二年六月二四	第三 條	職務執行の事情より承認を適當と認める
龜山 誠	取締役社長 昭和二十二年六月二七 昭和二十二年六月二四 昭和二十二年六月二四	第三 條	當該会社は陸海軍の要請により設立され本人は海軍出身の杉社長が技術者としての年功により役員に選任したものであることが判明した尚本人は在任中六十四回の役員会に四回しか出席しなかつた
前川 清	取締役社長 昭和二十二年六月二七 昭和二十二年六月二四 昭和二十二年六月二四	第三 條	職務執行の事情より承認を適當と認める

裏面白紙

計八名
二不承認
〇名
合計八名

氏名	職別	会社名	職名	任期	備考
大澤忠藏	住友系	東京電業株式会社 日本通信工業株式会社 日本電業機器株式会社 満洲通信機株式会社 東洋通信機株式会社	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役	昭一八七、一四 昭一八七、二 昭一八三、二九 昭一九三、二八 昭一九七、二	日本電業系理事部長に在任したため、従来の慣例により関係子会社の監査役を形式的、名目的に兼任したに過ぎないものと認められた
富成富吉	野村系	野村生命保険株式会社 野村証券株式会社 野村建設工業株式会社	取締役 取締役 取締役	昭一九一、一 昭一九一、二 昭一九一、二	野村合名の専理理事であったが、専理理事は他と異なり振合上名譽的に専属せられたものと認められ、社長の諮問を要したこともなく、又該期間向が極く短期間であった。尚生命系兼任会社の就任及び執務の状況から承認を適当と認められた
日暮城忠茂	日産系	日本水産株式会社	取締役	昭一八三、一	技備者であり取締役として職務に専任し、役員会に附くと出陣せず、又北洋従業員、總意により選任されたものであることが判明した

裏面白紙

印
決
裁

財審報第二十九号

甲第 三七五

昭和二十二年八月二十四日

財函關係役員審査委員会事務局
局長 郡村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の八月二十三日審査決定一審決第二十五号一を別紙の
通り報告する。

右御決裁を願いたい。



139

裏面白紙

62

審決第 二十五号

才八條因係(留任)就任申請

賤瀨因係役員審査委員会
 昭和三十三年八月二十三日決定
 昭和三十三年八月二十四日総理大臣決裁

承認

申請書 受付番号	氏名	職別	申請 事項	承認 期間	判定 事由
五六〇	磯部 倫一郎	古河 因係	朝日 産業 株式 会社 取締役 社長 八條 二項	十月 三十一 日 迄	当該会社の役員審査委員会の 決議並びに本人の当該会社に 於ける地位より留任を必要 と認められる

計一名

承認

〇名

合計一名

裏面白紙

財審報第三〇号

昭和二十三年八月二十五日

財

財

財閥関係役員審査委員会事務局

局長 都村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の八月二十三日審査決定(審決第 五号)を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

23.8.26 付

141

裏面白紙

差度審決中 五号
 光六、七條関係(個人申請)

戦前関係役員審査委員会
 昭和二十三年八月二十三日決定
 昭和二十三年八月二十五日 総理大臣決裁

一承認

再審査 受付番号	氏名	氏名 及区分	会社名	職名及 該当職名	申請 條項	判定 事由
17 四一	明石壽夫	三井 直系	三井化学工業 業株式会社	監査役 昭一九七 〇九	〃	三井化学工業への就任は三井物産及 本社の人事統制終了後であり東 亜合成へは被合併後工業側より福元 社長個人の要請により就任し非前 勤で監督上関与しなかったと認めら れる
16 二九	川合菊子	三井 準直系	三井造船 造株式会社	取締役 昭三二 〇三	二二條	三井造船業へは不適当である三井物産 船舶部待命上付不正式で在後個人 的勧誘により就任し三井造船業へは神 村社長より招請により就任し併し技 術部門に専任し監督上に関与し以 たものと認められる

21 三七	20 三三	19 三一	18 三〇
箕浦 豊	飯島 佐内	株 政次	株 準三
日産 準直系	日産 傍系	日産 傍系	日産 準直系
日産重工業 株式会社	朝鮮日産 化学工業 株式会社	朝鮮日産化 学工業株式 会社	日本水産 株式会社
取締役 昭二二 〇三	取締役 昭二二 〇三	取締役 昭二二 〇三	取締役 昭二二 〇三
〃	〃	〃	〃
日本油脂への就任は日本人の個人的 要請によりあり又日産重工業 の推薦により労働上関与し監督上 の要請によりあり且自ら自動車部門 の労働部長の業務を執行した に過ぎない	日本油脂への就任は日本人の個人的 要請によりあり又日産重工業 の推薦により労働上関与し監督上 の要請によりあり且自ら自動車部門 の労働部長の業務を執行した に過ぎない	日本油脂への就任は日本人の個人的 要請によりあり又日産重工業 の推薦により労働上関与し監督上 の要請によりあり且自ら自動車部門 の労働部長の業務を執行した に過ぎない	日本油脂への就任は日本人の個人的 要請によりあり又日産重工業 の推薦により労働上関与し監督上 の要請によりあり且自ら自動車部門 の労働部長の業務を執行した に過ぎない

裏面白紙

財審報第三二号

昭和二十三年九月八日

As

財関関係役員審査委員会事務局

局長 郁村新次郎

内閣総理大臣 芦田

均

委員会審査決定報告の件

本委員会の九月六日審査決定(審査第六号)を別紙の

通り報告する。

右個決裁を願いたい。

受 23.9.15 付

199

裏面白紙

差戻審決中六号

第六七條関係者(申請)

昭和三十二年九月六日 決定
昭和三十二年九月八日 總理大臣 決裁

昭和三十二年九月六日 決定

承認

氏名	職名	会社名	職名及 該当職名	申請 条項	別定 事由
浦野三朗	古河 準直系	旭電化工業 株式会社	取締役 昭三、四、一八 昭三、九、三五 昭三、九、三五 昭三、九、三五	三三三條	本人の特許發明の提供又はその 利用に対する報償として旭 電化他社の役員に榮譽賞は 送付され三社とも金庫マカシム 技術面の指導工場施設 計監督に専念し該当会 社の運営に専心し可から しものと認められた
朝日軽金 株式会社	昭一、二、二八 昭一、三、二八	昭一、二、二八 昭一、三、二八	昭一、二、二八 昭一、三、二八		

氏名	職名	会社名	職名及 該当職名	申請 条項	別定 事由
藤川博	古河 準直系	古河 工業株式 会社	取締役 昭一、三、九三 昭三、五、二五 昭三、五、二五	三三三條	朝日軽金から保険計理技術を買 取ったものであり就任後保険 計理に終始し業務としての保険 は事実上行使し可からしものと認められた
古河 準直系	昭一、三、九三 昭三、五、二五 昭三、五、二五	昭一、三、九三 昭三、五、二五 昭三、五、二五	昭一、三、九三 昭三、五、二五 昭三、五、二五		

計 二名
承認 〇名
不承認 〇名

合計 二名

裏面白紙

附審報第三一號

昭和二十三年九月八日

財閥関係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の九月六日審査決定（審決第二十六号）を別紙の
通り報告する。
右項決裁を願いたい。

受
23.9.15
付

147

裏面白紙

なほ本名の備任期限は八月三十一日とほついたので八月三十日
の委員会にて決定される予定であつたが遇々同日は定足数不足
のため流会となつた関係上已むなく九月六日の委員会に持越され
同日別紙の通り決定され次第である。就そは今人に因する承
認は八月三十一日に遡る様に取り計ふ事と致した右御諒承
願ひます。

内
閣

日本標準規格 B 5 (F4) 11 算

198

裏面白紙

審決中ニテ号

財閥関係役員審査委員会
昭和三十一年九月六日決定
昭和三十一年九月八日総理大臣決裁

承認

申請書 氏名	三井	申請 事項	承認 期間	判定 事由
井上 忠幹	三井 三井不動産 株式会社	八條 九項	九月 三十日	さきに七月六日常務取締役として 審査され七月十二日決裁により八月 三十一日迄留任を認められこれを社長 の地位に在ったものと前回の決定と 上記の通り訂正する

計一名

不承認

合計一名

裏面白紙

財審報第三十三号

昭和二十三年九月十五日

財関関係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎



内閣総理大臣 芦田 均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の九月十三日審査決定（審決第二十七号）を別紙の通り報告する。
右御決裁を願いたい。



150

裏面白紙

審決第ニ七号

六六七條関係(個人申請)

一承認

職内係役員審査委員会
昭和二十三年九月十三日決定
昭和二十三年九月五日総理大臣決裁

556

申請書 多分書	氏名	職内係 及区分	会社名	職名及 職当期間	申請 條項	判定 理由
五六二	阿部美樹	三年 直系	三機工業 株式会社	取締役 昭和九一〇 三三三 六條	六條	米口系日本トラス社 の利益代表として就任し終 始し

計 一名

二不承認

一名

合計 一名

裏面白紙

四三六

財審報第 三十四号

昭和二十三年 九月 十五日

財関関係役員審査委員会事務局

局長 村新次



内閣総理大臣 均 殿



委員会審査決定報告の件

本委員会の九月十三日審査決定(審査第 七号)を掲載の

通り報告する。

右圖決裁を願いたす。

裏面白紙

差度審沃才七号

才六七条関係(個人申請)

承認

取調関係役員審査委員会
昭和二十三年九月十三日決定
昭和二十三年九月十五日 総理大臣決裁

審査 番号	氏名	職別 及 区分	会社名	職名 及 期間	取調 事項	判定事由	
26	三五 遠藤常久	安田 準系	安田製業 株式会社	昭二八、一、一 昭二九、一、一 昭三〇、一、一 昭三一、一、一 昭三二、一、一 昭三三、一、一 昭三四、一、一 昭三五、一、一 昭三六、一、一 昭三七、一、一 昭三八、一、一 昭三九、一、一 昭四〇、一、一 昭四一、一、一 昭四二、一、一 昭四三、一、一 昭四四、一、一 昭四五、一、一 昭四六、一、一 昭四七、一、一 昭四八、一、一 昭四九、一、一 昭五〇、一、一 昭五一、一、一 昭五二、一、一 昭五三、一、一 昭五四、一、一 昭五五、一、一 昭五六、一、一 昭五七、一、一 昭五八、一、一 昭五九、一、一 昭六〇、一、一 昭六一、一、一 昭六二、一、一 昭六三、一、一 昭六四、一、一 昭六五、一、一 昭六六、一、一 昭六七、一、一 昭六八、一、一 昭六九、一、一 昭七〇、一、一 昭七一、一、一 昭七二、一、一 昭七三、一、一 昭七四、一、一 昭七五、一、一 昭七六、一、一 昭七七、一、一 昭七八、一、一 昭七九、一、一 昭八〇、一、一 昭八一、一、一 昭八二、一、一 昭八三、一、一 昭八四、一、一 昭八五、一、一 昭八六、一、一 昭八七、一、一 昭八八、一、一 昭八九、一、一 昭九〇、一、一 昭九一、一、一 昭九二、一、一 昭九三、一、一 昭九四、一、一 昭九五、一、一 昭九六、一、一 昭九七、一、一 昭九八、一、一 昭九九、一、一 昭一〇〇、一、一	安田製業 株式会社	昭二八、一、一 昭二九、一、一 昭三〇、一、一 昭三一、一、一 昭三二、一、一 昭三三、一、一 昭三四、一、一 昭三五、一、一 昭三六、一、一 昭三七、一、一 昭三八、一、一 昭三九、一、一 昭四〇、一、一 昭四一、一、一 昭四二、一、一 昭四三、一、一 昭四四、一、一 昭四五、一、一 昭四六、一、一 昭四七、一、一 昭四八、一、一 昭四九、一、一 昭五〇、一、一 昭五一、一、一 昭五二、一、一 昭五三、一、一 昭五四、一、一 昭五五、一、一 昭五六、一、一 昭五七、一、一 昭五八、一、一 昭五九、一、一 昭六〇、一、一 昭六一、一、一 昭六二、一、一 昭六三、一、一 昭六四、一、一 昭六五、一、一 昭六六、一、一 昭六七、一、一 昭六八、一、一 昭六九、一、一 昭七〇、一、一 昭七一、一、一 昭七二、一、一 昭七三、一、一 昭七四、一、一 昭七五、一、一 昭七六、一、一 昭七七、一、一 昭七八、一、一 昭七九、一、一 昭八〇、一、一 昭八一、一、一 昭八二、一、一 昭八三、一、一 昭八四、一、一 昭八五、一、一 昭八六、一、一 昭八七、一、一 昭八八、一、一 昭八九、一、一 昭九〇、一、一 昭九一、一、一 昭九二、一、一 昭九三、一、一 昭九四、一、一 昭九五、一、一 昭九六、一、一 昭九七、一、一 昭九八、一、一 昭九九、一、一 昭一〇〇、一、一	安田製業社業務部長の業務に 専念し常務の職務は石橋、持田の 両常務が専行し本人の業務は名 目的であり殆んど出社せず会社 業務に殆んど関係しなかつたものと 認められる
27	北 古村誠一	三菱 重工業	日本アルミ 工業株式会社	昭一九、四、一 昭二〇、四、一 昭二一、四、一 昭二二、四、一 昭二三、四、一 昭二四、四、一 昭二五、四、一 昭二六、四、一 昭二七、四、一 昭二八、四、一 昭二九、四、一 昭三〇、四、一 昭三一、四、一 昭三二、四、一 昭三三、四、一 昭三四、四、一 昭三五、四、一 昭三六、四、一 昭三七、四、一 昭三八、四、一 昭三九、四、一 昭四〇、四、一 昭四一、四、一 昭四二、四、一 昭四三、四、一 昭四四、四、一 昭四五、四、一 昭四六、四、一 昭四七、四、一 昭四八、四、一 昭四九、四、一 昭五〇、四、一 昭五一、四、一 昭五二、四、一 昭五三、四、一 昭五四、四、一 昭五五、四、一 昭五六、四、一 昭五七、四、一 昭五八、四、一 昭五九、四、一 昭六〇、四、一 昭六一、四、一 昭六二、四、一 昭六三、四、一 昭六四、四、一 昭六五、四、一 昭六六、四、一 昭六七、四、一 昭六八、四、一 昭六九、四、一 昭七〇、四、一 昭七一、四、一 昭七二、四、一 昭七三、四、一 昭七四、四、一 昭七五、四、一 昭七六、四、一 昭七七、四、一 昭七八、四、一 昭七九、四、一 昭八〇、四、一 昭八一、四、一 昭八二、四、一 昭八三、四、一 昭八四、四、一 昭八五、四、一 昭八六、四、一 昭八七、四、一 昭八八、四、一 昭八九、四、一 昭九〇、四、一 昭九一、四、一 昭九二、四、一 昭九三、四、一 昭九四、四、一 昭九五、四、一 昭九六、四、一 昭九七、四、一 昭九八、四、一 昭九九、四、一 昭一〇〇、四、一	日本アルミ 工業株式会社	昭一九、四、一 昭二〇、四、一 昭二一、四、一 昭二二、四、一 昭二三、四、一 昭二四、四、一 昭二五、四、一 昭二六、四、一 昭二七、四、一 昭二八、四、一 昭二九、四、一 昭三〇、四、一 昭三一、四、一 昭三二、四、一 昭三三、四、一 昭三四、四、一 昭三五、四、一 昭三六、四、一 昭三七、四、一 昭三八、四、一 昭三九、四、一 昭四〇、四、一 昭四一、四、一 昭四二、四、一 昭四三、四、一 昭四四、四、一 昭四五、四、一 昭四六、四、一 昭四七、四、一 昭四八、四、一 昭四九、四、一 昭五〇、四、一 昭五一、四、一 昭五二、四、一 昭五三、四、一 昭五四、四、一 昭五五、四、一 昭五六、四、一 昭五七、四、一 昭五八、四、一 昭五九、四、一 昭六〇、四、一 昭六一、四、一 昭六二、四、一 昭六三、四、一 昭六四、四、一 昭六五、四、一 昭六六、四、一 昭六七、四、一 昭六八、四、一 昭六九、四、一 昭七〇、四、一 昭七一、四、一 昭七二、四、一 昭七三、四、一 昭七四、四、一 昭七五、四、一 昭七六、四、一 昭七七、四、一 昭七八、四、一 昭七九、四、一 昭八〇、四、一 昭八一、四、一 昭八二、四、一 昭八三、四、一 昭八四、四、一 昭八五、四、一 昭八六、四、一 昭八七、四、一 昭八八、四、一 昭八九、四、一 昭九〇、四、一 昭九一、四、一 昭九二、四、一 昭九三、四、一 昭九四、四、一 昭九五、四、一 昭九六、四、一 昭九七、四、一 昭九八、四、一 昭九九、四、一 昭一〇〇、四、一	日本アルミ工業社長としての 個人的関係より軍側より三菱金 業新機舎金建設命令に伴い 同社職員より選任されたが当該会 社は長水社長が独裁下にあり本人 は経理部長の業務に専念し常 務の役員名目的であつたに對外的に 生産責任者として認められず 側より大阪在任者に限定された ため、是れ社長命令により便宜就 任したものと實際は長水社長が 心算の都合大阪に出向し重要事項 を處理したものと認められる
28	二六 西村啓造	古河 準系	古河電気工 業株式会社	昭一三、一、一 昭一四、一、一 昭一五、一、一 昭一六、一、一 昭一七、一、一 昭一八、一、一 昭一九、一、一 昭二〇、一、一 昭二一、一、一 昭二二、一、一 昭二三、一、一 昭二四、一、一 昭二五、一、一 昭二六、一、一 昭二七、一、一 昭二八、一、一 昭二九、一、一 昭三〇、一、一 昭三一、一、一 昭三二、一、一 昭三三、一、一 昭三四、一、一 昭三五、一、一 昭三六、一、一 昭三七、一、一 昭三八、一、一 昭三九、一、一 昭四〇、一、一 昭四一、一、一 昭四二、一、一 昭四三、一、一 昭四四、一、一 昭四五、一、一 昭四六、一、一 昭四七、一、一 昭四八、一、一 昭四九、一、一 昭五〇、一、一 昭五一、一、一 昭五二、一、一 昭五三、一、一 昭五四、一、一 昭五五、一、一 昭五六、一、一 昭五七、一、一 昭五八、一、一 昭五九、一、一 昭六〇、一、一 昭六一、一、一 昭六二、一、一 昭六三、一、一 昭六四、一、一 昭六五、一、一 昭六六、一、一 昭六七、一、一 昭六八、一、一 昭六九、一、一 昭七〇、一、一 昭七一、一、一 昭七二、一、一 昭七三、一、一 昭七四、一、一 昭七五、一、一 昭七六、一、一 昭七七、一、一 昭七八、一、一 昭七九、一、一 昭八〇、一、一 昭八一、一、一 昭八二、一、一 昭八三、一、一 昭八四、一、一 昭八五、一、一 昭八六、一、一 昭八七、一、一 昭八八、一、一 昭八九、一、一 昭九〇、一、一 昭九一、一、一 昭九二、一、一 昭九三、一、一 昭九四、一、一 昭九五、一、一 昭九六、一、一 昭九七、一、一 昭九八、一、一 昭九九、一、一 昭一〇〇、一、一	古河電気工 業株式会社	昭一三、一、一 昭一四、一、一 昭一五、一、一 昭一六、一、一 昭一七、一、一 昭一八、一、一 昭一九、一、一 昭二〇、一、一 昭二一、一、一 昭二二、一、一 昭二三、一、一 昭二四、一、一 昭二五、一、一 昭二六、一、一 昭二七、一、一 昭二八、一、一 昭二九、一、一 昭三〇、一、一 昭三一、一、一 昭三二、一、一 昭三三、一、一 昭三四、一、一 昭三五、一、一 昭三六、一、一 昭三七、一、一 昭三八、一、一 昭三九、一、一 昭四〇、一、一 昭四一、一、一 昭四二、一、一 昭四三、一、一 昭四四、一、一 昭四五、一、一 昭四六、一、一 昭四七、一、一 昭四八、一、一 昭四九、一、一 昭五〇、一、一 昭五一、一、一 昭五二、一、一 昭五三、一、一 昭五四、一、一 昭五五、一、一 昭五六、一、一 昭五七、一、一 昭五八、一、一 昭五九、一、一 昭六〇、一、一 昭六一、一、一 昭六二、一、一 昭六三、一、一 昭六四、一、一 昭六五、一、一 昭六六、一、一 昭六七、一、一 昭六八、一、一 昭六九、一、一 昭七〇、一、一 昭七一、一、一 昭七二、一、一 昭七三、一、一 昭七四、一、一 昭七五、一、一 昭七六、一、一 昭七七、一、一 昭七八、一、一 昭七九、一、一 昭八〇、一、一 昭八一、一、一 昭八二、一、一 昭八三、一、一 昭八四、一、一 昭八五、一、一 昭八六、一、一 昭八七、一、一 昭八八、一、一 昭八九、一、一 昭九〇、一、一 昭九一、一、一 昭九二、一、一 昭九三、一、一 昭九四、一、一 昭九五、一、一 昭九六、一、一 昭九七、一、一 昭九八、一、一 昭九九、一、一 昭一〇〇、一、一	古河電工に於て古河参技術職 員として名譽的の役員に選任され た冬官日中川社長が独裁下にあり 本人は常務に在任し金屈技術部 長及び工場建設部長として 技術部門に専念し当該会社を運 営し組織せず古河鋼造に於て 園田事務の中川末吉の意向を 受け一切の至當に当り本人の社長就 任は名目的であり技術顧問と稱す べき存在であつたものと認められる

二名
承認
三名
合計
三名

裏面白紙

附報第三十三号

昭和二十三年九月二十二日

財閥関係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣総理大臣

芦田

均 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の九月二十日審査決定(審査第 八号)を掲載の

通り報告する。

右側決裁を願いたい。



154

裏面白紙

差戻審決中八号
 中六條関係(個人申請)
 一承認

賤岡関係役員審査委員会
 昭和三十三年九月二十日 決定
 昭和三十三年九月二十二日 総理大臣 決定

再審査 付番号	氏名	職名 及区分	会社名	職名及 該当期間	申請 條項	判定 事由
29 二七	井上逸郎	三井 直系	三井不動産 株式会社	監査役 昭五、三二 昭三、三六 取締役 昭三、三六 昭三、三五	中 三三條	三井本社職務部長在籍の まゝ前社の監査役に選任さ れたいが名目的であり職務 部長として賤岡の管理に 専念し役員としての権限 は行使しなかつたものと認 められる。
30	井上勝一	三菱 直系	三菱化成工 業株式会社	取締役 昭九、八一 昭三、三九	〃	在任長期であるが三菱化成 の前身である日本タール及び 日本化成工業の規模地位等 を考慮する等から適當と認め られる且日本人材終始アーク工場 長として技術部門に専念し会社 の運営に關与せず役員は榮譽 的であつたものと認められる。
31 四七	中村文天	住友 傍系	日本板硝子 株式会社	取締役 昭八、一一 昭三、六二 昭三、六二 昭三、三二 昭三、三五	〃	古参職員として年功により 役員に選任され職務社長及 公生産委員任者上在任中の上 席に占田会長がたり且取寄 責任者として一切の業務を担 裁し本人が重要事項を決定 権を有しなかつたものと認 められる。

計 三名
 承認 三名
 合計 三名

裏面白紙

四六二

財審報第三千四号

昭和二十三年九月二十九日

Handwritten mark

財閥関係役員審査委員会事務局

局長 都村新次

Handwritten mark

内閣総理大臣

Handwritten signature

委員会審査決定報告の件

本委員会の九月二十九日審査決定(審査第 九号)を別紙の

通り報告する。

右側決裁を願いたい。

受
23.10.2
付

156

裏面白紙

財審報第三十五号

四八二

昭和二十三年十月七日

財関関係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣

芦田 均

委員会審査決定報告の件

本委員会の十月四日審査決定（審決第三十八号）を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

送付 23.10.12

158

裏面白紙

審決中三十八号

六七條関係(個人申請)

賤商関係役員審査委員会
昭和三十三年十月四日決定
昭和三十三年十月七日総理大臣決裁

一承認

役付氏名	職名	職期	印	判定事由
五三三 小澤 齊一	富士興和紡績株式会 係	昭和四九一 昭四九一 昭四九一 昭四五三 昭四五三 昭四五三	七條	会社が富士系と付る以て 就任が富士賤商とは無関係 と認めらる

計 一名

二不承認

合計 一名

557

裏面白紙

財審報第三十大号

昭和二十三年

十月

七日

四八三

18

G

内閣総理大臣

茅田 将 殿

財閥関係役員審査委員会事務局
局長 郁 村 新 次 郎

委員会審査決定報告の件

本委員会の十月

四日審査決定

(審決第

〇

号)を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたい。

受
23.10.12
付 160

裏面白紙

差戻審決第一号
一承認

裁判所係役員審査委員会
昭和三十三年十月四日決定
昭和三十三年十月七日総理大臣決裁

再審請求 交付番号	氏名	職内名 及び区分	会社名	職名 及 職務期間	申請 理由
四二	大村 正寛	浅野 準真系	日本銅 管株式会社	取締役 昭和二十九年十一月 二九日	浅野準真係の鶴見製鉄所 で取締役及び常務とあり該社の 日本銅管に吸収合併されるに伴い その取締役とされたが、併し本人 の製鉄技術を買われ選任された ものの浅野製鉄所の差入れは認め られぬ。
四三	丸山 五男	住友 直系	住友金属 工業株式会社	取締役 昭和二十九年 八月二二日	住友金属事業所の増加に伴い古 参事業所長として年功を認め られ、名目的待遇役員に選任され 主要役員である松田常務の指揮 監督の下に終始名古屋製造所 長として製造技術部門に専念 し経営に関与しなかったものと認 められる。

36		35	
六一		四一	
磯部 愉一 郎		古河 旭電化工 理直系 業株式会社	
古河 傍系 工業株式 会社	朝日軽金 株式会社	古河 傍系 工業株式 会社	朝日軽金 株式会社
取締役 昭和二十九年 六月一日	取締役 昭和二十九年 六月一日	取締役 昭和二十九年 六月一日	取締役 昭和二十九年 六月一日
旭電化では専務社長に田家進し たが会長古河純は藤堂直讓 と信任し本人は海外連絡事務 を担当した上すぎす朝日軽金 も社長が会長である中川末二 会長の独裁下にあるその実権 は古河製鋼にあり非常勤であ り名目的役員であつたと認め られる。			

裏面白紙

六三 吉田初次郎				
三井 直系		三井 直系		
大東紡績 株式会社	小野田セメント 株式会社	日本製粉 株式会社	東洋棉花 株式会社	三井物産 株式会社
昭三〇二一 昭三〇二八	昭二九一 昭二九一	昭二八四 昭二八四	昭二五〇 昭二六六	昭二四三 昭二六一
三井 兼				
<p>三井物産では古参職員として年功により大阪支店長兼取締役には選任され東洋レヨン東洋棉花、日本製粉三社の取締役は大阪支店長として地位より慣例により名目的に就任したものであり小野田セメント大東紡績への就任日本人が物産辭任後当該社長又は株主としての個人的関係に由来したものであると認められる</p>				

計四名
三不承認
合計四名

裏面白紙

五〇三
財審報第三十七号

昭和二十三年十月二十二日

財閥関係役員審査委員会事務局
局長 村新次 郎

内閣総理大臣

吉田 茂 殿

委員会審査決定報告の件

本委員会の十月十八日審査決定（審決第三十九号）を別紙の

通り報告する。

右側決裁を願いたい。



163

裏面白紙

審決中二十九号

六七條関係(個人申請)

賤沢関係役員審査委員会
昭和三十三年十月十八日決定
昭和三十三年十月二十二日總理大臣決裁

一承認

申請書 番号	氏名	職名 及び 身分	会社名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
五五	白井 勇	住友 工業系	扶桑金屋 工業株式会社	取締役 昭三、五、八、 中任監査役 昭三、五、九、 三、五、六	六條	職員より年功により選任され 技術専門に専念し、
五六	小山 万司	白鹿 工業系	台湾化学工 業株式会社	取締役 昭三、五、九、 三、三、九	七條	技術を買収し、工業的の非常勤 取締役として選任され、任地との関係 上役員会より出席しなかつた

合計 二名

二不承認

〇名

合計 二名

裏面白紙

差度審決第十一号

第六七條關係(個人申請)

我内閣係役員審査委員會
昭和二十三年十月十八日決定
昭和二十三年十月十三日總理大臣決裁

一承認

再審査 受付番号	氏名	職名 及已分	会社名	職名及 該当期間	申請 條項	判定事由
38	山川良一	三井直業	三井金山 株式会社	昭二〇 昭三〇 昭三一 昭三二 昭三三		別紙の通り
39	石田健	〃	〃	〃		
40	佐藤久茂	〃	〃	昭二〇 昭二一 昭二二 昭二三		
41	山本勇助	三井直業	三井化学工 業株式会社 三井興産 株式會社	昭二〇 昭二一 昭二二 昭二三		
42	河原崎始太郎	三井直業	三井直業 株式會社	昭二〇 昭二一 昭二二 昭二三		
43	山田義男	三井直業	三井直業 株式會社	昭二〇 昭二一 昭二二 昭二三		
44	長谷川敏雄	〃	〃	〃		
45	杉山三郎	〃	〃	〃		
46	中山誠壽	〃	〃	〃		
47	太谷津邦雄	〃	〃	〃		

計 十名
二不承認
合計 十名

裏面白紙

三井鉱山会社山川社長外九名の再審査
申請に関する件

當委員會は昭和二十二年十月五日内閣總理大臣より三井鉱山
會社山川社長外九名に係る再審査申請の差戻しを受
けたるに關係申請書類、外再審査委員會で聴取した
証人、証言記録を精読した外三井本社又は三井鉱
山に對し補足資料の提出を求め更に次の諸氏の証
言を求めた。

- 馬場 恭一 元三井本社 文書部長
- 江戸 英男 今右 文書部次長
- 川島 三郎 元三井鉱山会社社長
- 住井 辰男 元三井本社 常務理事

- 田代 村雄 元三井鉱山会社社長
- 山川 良一 三井鉱山会社社長

當委員會は以上の各種資料及び証言を慎重検討し
更に同年十月十九日再審査委員會委員と合同意見
交換の結果

「許願者等、三井鉱山会社役員就任は三井同族又は
三井本社の選任に基くものと認めらるる限り且許願
者等は之の役員就任後の職務執行の事情からみて
も財閥関係役員と認める事は出来な
し」との結論に達した。

裏面白紙

以下理由を記述する。便宜上委員会が検討した事項を列挙する。

一、三井財閥又は三井本社は本社解体後も直系会社。役員選任に關与したかどうか。

二、再審査委員会に於ける元三井鉦山川島社長のこと言では昭和二十年十二月、役員選任に關し

△氏・決定した腹案を事前に三井本社住井常務理事に報告したとあるが右は如何なる意圖

の下に行はれたものであるか。

△前記、鉦山總會に対し三井本社が渡した白紙委任状の性質は如何なるものがあるか。

二、昭和二十二年二月、鉦山臨時總會に於ける田代

元社長の辞任挨拶及び翌三月、山川現社長就

任挨拶に昭和二十年十月就任、役員は三井本社

の信任又は推薦によるとの趣旨が謳はれてい

るが右は如何なる根據に基くものであるか。

△新願者中、山川石田両氏は同族、一人三井高修

との關係に基き選任されたのではなからぬとの

説があるが右事実の有無如何

△新願者等、役員就任後、職務執行の実際は幾つ財

關關係役員と認むべき節があるかどうか。

裏面白紙

一、三井本社の直系会社役員、選任に關して

イ、終戦迄三井本社(夫以前の機構を包含は直系会社物産
鉦山等)の役員選任に付ては社長及び本社差入役員は
本社で決定推薦した。夫以外、役員は直系会社
社長から役員に關する案の申出があり、本社の筆頭
理事及び社長と相談の上決定された。右決定に基き、
本社は選任書を作成し社長又は筆頭理事の捺印を受け
總會直前に当該会社々長に手交する慣例であつた。之が
役員選任の手続であつた。

三井鉦山の役員選任に付ても終戦迄は明に右手続に
よつたと認められる(今社取締役の任期は二年であるが昭

和十八年十二月に選任が行はれており、委員会は當時の
三井總元方作成に係る選任書に現認した)

ロ、終戦後財閥解体方針は急速に具体化したか昭和二十
年十月六日總司令部覚書「持株会社の解体に關する件」
の発出に即應し三井本社は今月八日今社解体を正式に
決定し社報を以て關係会社に通達すると共に關係会社
に対する統制を廃止した。之に伴ひ前記の如き役員選任
手続も廃止された。

此点に關する具体的な証據入手は事柄の性質上困難
であるが右の事實の眞実なる事は証入の何れも明言してゐる

裏面白紙

である。加之委員会が審査を開始して以来、終戦後に始
めて役員に就任した者の審査数は十財閥を通じ約一四〇人
(内三井関係会社四五)に達する。委員会は其都度各種資
料を提出を求め慎重に審査したが結局財閥解体方針決定
後は各財閥共全族又は本社が関係会社の役員選任に
関係したとする様な証據乃至資料は得られなかつた。
二 再審査委員会に対する川島元鉱山社長の証言に關し
委員会は川島氏の証言が本問題の重要な鍵と認め特に
詳細に全氏の証言を求めた。その結果訴願者等が選任の
経緯は次の通りである。

イ 川島氏は三井本社解体に付ては全氏が本社參與理事の
關係に昭和二十年十一月八日の本社解体発表以前に承知し
全氏としては鉱山總會の際に辞任する積りであつた。

ロ 後任に關しては本社、統制撤廃后、事として自分限りで
後任社長を物色した。候補者として先づ中根常務を
考へたが全氏は朝鮮から仲々帰還しなかつたため、次、常務

田代氏を推す事に決めた。かう決心したのが總會開催の一兩日
前であつた。

ハ 次で田代氏に自分、意向を話した。又後任社長のやり易い
様にとの氣持から全氏、意見を参酌し、山川氏外他、役員の
顔振を決めた。斯くして後任者の案が完了したのは十二月十二日か
十三日であつた。

裏面白紙

三右腹案は三井公族又は三井本社に全然相談する事なく
作成されたものである。況して本社から選任書の如きものを受取
つた事は無い。

本唯川島氏としては本社解体後と雖も当時少く共形式上
大株主であつた本社に後任者を通知する事が礼儀と
思つたので住井非常務理事に一應話した。住井氏は之
は并し何等意思表示をしなかつた。(之に反し従前存心何等
の意思表示があつたし、更に三井高公氏にも相談し、決
定の上は選任書、交付があつたものである。)

尚總會終了の數日右川島氏は三井高公氏に會ひ
社長退任の挨拶をしたが其の際後任者の話をしたのみである。

～ 尚九州の従業員代表が財閥解体に伴ひ川島社長田代
常務以下戦時中の役員、退陣要求陳情、為上京し
住井氏に面會して九州側、意向が傳達されたが当時既に
本社解体に伴ひ傘下会社に対する指示権を禁止され
ていたので住井氏は單に個人的に聞くに止め川島氏には
簡單に代表團の職務を傳へたのみであつた。
川島氏としては役員、腹案決定後、事として右話は役員
選任に全然影響がなかつたことを記言してゐる。

ト斯く川島氏は昭和二十一年十月十四日の總會に於て後
任者、指名を行つた。尚川島氏は後任社長に予定
した田代氏に付ては總會選任前に三井高公社長に

話した事があるが其の他の者に付ては今族は勿論本社
承認を求めた事なしと証言している。

委員会は以上、証言を検討、結果次、如く判定した。

川島氏は終戦后抬頭して来た民主化の氣運を察しは
したが財閥解体の方針、徹底に勇敢であつたと思はれ
た。但し三井勢力温存を考へたとは認められぬ。此の

様な態度が川島氏として儀礼的に本社住井氏に後任
役員について話をさせた所以と思はれる。

併し右は何も終戦前、手續を踏む意味で行つたもの
とは云へない。他方本社として之に対し何等意思表示を
し得ない。従つて又終戦前に出された様な選任書は
交付されてはいない。

交付されてはいない。

後任社長となつた田代氏に付ては高公氏に事前話
したと認められ、田代氏自体は本社々長、諒解はあつた
と推測される。

併し許願者等、選任過程に於て同族又は本社之意
思が働いたと認める事は困難である。

三、昭和二十年十一月の釜山總會開催に付て三井本社は
自紙委任状を出しているが当時、情勢から考
へ住井氏。証言にある通り、軍に右總會を成立せ
しめる必要から議決権を行使しないう限り委任状
を出しても差支へないとの關係当局(總司令部)を

裏面白紙

含む、諒解に基いたものと認められる。

四 昭和二十二年二月、鉦山臨時總會に於ける田代社長の辞任挨拶並に翌三月に於ける山川現社長の就任挨拶の意味は再審査委員会の判定通りと考へられる他、更に一步を進めると終戦以来社内一種の民主化運動が起り昭和二十一年秋公職追放を經濟界に適用する問題が具体化したのを契機に右運動も具体化した。右運動は結局全社従業員多数による山川氏外訴願者等の擁立運動であり大勢は右線に従ひ大改組を行はざるを得ない情勢となつたものの如くである。而して之を

実現する為には一應役員全部の辞表を取纏める必要があつたので夫々の役員に付て、社内不信の問題に觸れることを避ける為其の口実として昭和二十二年十二月に選任された役員は本社の推薦乃至信任に基く故一應全部辞任するといふ事にしたのが真相と考へられる。証言其の他の資料に徴するも既に述べた如き田代前社長の件以外に於ては推薦乃至信任^任の点を裏付ける事実乃至証據は見出し得ない。

右の如き社内事情は当時持株会社整理委員会にも報告され且つ筆前に全委員会承認を得た。

山川氏外の新役員を前記臨時總會で決定したものである。

尚持株整理委員會の證明書別紙の通りである。

五 新願者中山川石田西氏甘同族の一人三井高修氏と面識あり西氏の選任は高修氏が直接に或は当時上京せる九州側代表を通し干渉したのではなほとの疑問があるが、高修氏との關係から西人は昭和二十年十二月役員に株選任されたものと認めべき資料は発見出来な。

高修氏は鉦山会社の役員を昭和十八年末退任して以来会社との關係を絶つており且つ川島氏は全氏を極力敬遠したと認められる。又田代氏は川島社長から後任役員に付いて山川石田氏等に關する意見を二三回に亘り聞かされたが右は昭和二十年十二月の總會開催の七一十日以前からであつたと証言している。一方九州側代表が上京したのは總會の前日であつた。

以上の経緯からみて山川石田西氏が役員に選任されたのは川島氏が独自に立場から決定したと認められる。

六 委員會は更に申請者等の役員就任に於ける職務執行の實情に付て調査した。

会社は昭和二十年九月十九日（直接又は間接にその）商工省令に基き事業
運営上總司令部に報告し監督を受けたる事となつ
た。会社は爾来各種の法令により業務運営の細
目に亘り関係当局の許可を要する事となつてい
る。委員会中会社役員会議事録を点検したが許
願者等は各種の法令に従つて会社運営に當つて
来たこと認められる。従つて許願者等、職務執行
の状況からは同人等が財閥の勢力温存を圖つた
とは認められな。

裏面白紙

昭和二十二年二月十四日三井物産株式會社臨時株主總會に於て役員總改選が行はれたが同總會に先立ち当時社長に擬せられた山川良一氏（現社長）から

寫

今回役員中に公職追放に該当する者があり、尙其他に戦時中の役員が在任しているので夫等の退陣及其他の役員の一新についての社内要望があり此際社内の空気を一新するために私共は未だ任期中であるが全員一應辭任し更めて役員を選任を行い度い。而して其の選任の方法は民主的に部所長會、坑隊長會の要望を容れた線で実行したいから諒承して貰い度い。
との申出があり引續き今回審査中の十名を含む役員を選任に付き事前に諒承を求め、候補者十八名の履歴書の提出があつた、当委員會としては右候補者中二、三名公職追放令の見地から調査を必要とするものがあつたけれども調査の結果公職追放令には該当しないであらうとの見解に達

し又三井財閥家族との間にも特別な關係はないものと認められ又新重役選任のいきさつも前述の通り社内労働組合、部所長會、坑隊長會の意嚮をくんで選任せられている事情も判明しており且つ其の人選も主として社員中勤続年数の長い者を選任しようとする順当なものであると思へたので關係方面とも連絡の上承認することとし、委任状を交附した。
尙總會には^昭サイビュラー少佐及本委員會の野田委員が臨席した。
右の通り相違なきことを證明する。

昭和二十三年十月二十日

持株會社整理委員會委員長 篠山 忠夫

裏面白紙

審決才三十号

才六七条関係(個人申請)

戦前関係役員審査委員会
昭和二十三年十月十五日決定
昭和二十三年十月二十二日総理大臣決裁

一承認

申請書 番号	氏名	戦前名 及び分	会社名	職名 及 該当期日	申請 條項	判定 事由
五七〇	小林 鏘 <small>多シ</small>	三井 物系	東綿紡織 株式会社	専務取締役 昭二五三 二二八	才六條	羊毛紡織関係技術を買取し 選任されしが戦前当時の状況 より回七液滴せり全然執務 しなかつた
五七一	豊田喜一郎	三井 準直系	昭和銀行株 工業株式会社	取締役 昭二六五 二二八	才六條 才七條	非常勤取締役として名目的 に選任されたるに過ぎず

計二名

二不承認

合計二名

一承認
才八条関係留任就任申請)

申請書 番号	氏名	戦前名 及び分	会社名	職名 及 該当期日	申請 條項	判定 事由
五七二	日産工業株式	日産	日産工業 株式会社	専務取締役 昭二五九 一四六	才八條	監査役として他に適任者 を以て代之難し と認めらるる 素身三月末日現在 承認
	日産	日産	株式会社	取締役 昭二六四 二二二	才八條	
	日産	日産	株式会社	監査役 昭二九一 二二二	才八條	

計一名

二不承認

合計一名

才九系関係（承継会社指定申請）

一 承継会社として指定されるもの

申請書 交付番号	会社名	代表者名	申請者名	判定事由
五六九	日新通商 株式会社	三井	岡本 藤次郎	旧会社豊田産業は設立当初より三井成府及 本社の直接出資及び役員に差入れあり実 質的に三井成府との関係が稀薄である
五六八	株式会社 第一銀行	三井	荻野 正孝	沿革、資本、企業内容等旧第一銀行の 復活であり非承継会社と判定される

二 承継会社として指定されないもの

申請書 交付番号	会社名	代表者名	申請者名	判定事由
五六八	株式会社 帝国銀行	三井	佐藤 喜一郎	沿革、資本、役員、取引先、企業内容等 あり、承継会社と判定される

計一社
合計三社

裏面白紙

財審報第三十八号

昭和二十三年十一月十七日

昭和廿三年二月拾叁日決裁

財関関係役員審査委員会事務局
局長 都村新次郎

内閣総理大臣

吉田 茂

委員会審査決定報告の件

本委員会の十一月十八日審査決定(審査第十一号)を別紙の

通り報告する。

右側決裁を願いたい。

受 23.11.13 付

179

裏面白紙

公

附審報第三九号

昭和二十三年十一月十八日

昭和廿三年二月廿貳日迄

受 23.11.22 付

財閥関係役員審査委員会事務局
局長 村新次郎

内閣総理大臣

吉田 茂

委員会審査決定報告の件

本委員会の十一月十五日審査決定（審決第三十一号）を別紙の

通り報告する。

右御決裁を願いたす。

裏面白紙

病係役員審査委員会
 和三十三年十月十五日決定
 和三十三年十月二十二日総理大臣裁裁

職名及 該当期目	申請 條項	判定 事由
尚書務取替役 昭三三三 昭三三八	才六條	羊毛紡織関係技術を買取 兼任此職が就任当時 あり(回)に済ませる全 然執務しはかつた
取締役 昭一三六五 昭一三六八	才六七條	非常勤取締役として 名目的に兼任され たるに過ぎない

職名及 該当期目	申請 條項	判定 事由
再務取締役 昭五九一 昭一四六六	才八條	監査役として他に 適任者なく余人を以て 代之難しと認めらる
取締役 昭一六四一 昭三三二	才四項	昭和三十三年三月 末日現在に於て 承認
監査役 昭一九十一 昭一九九二		

裏面白紙

